

件名	「栃木県教育振興基本計画 2025」の策定について
提案理由等	<p>「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」が令和2(2020)年度をもって計画期間を終了することから、教育基本法第17条2項に基づき、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間の計画期間とする「栃木県教育振興基本計画 2025」を別紙のとおり策定するものである。</p>



栃木県教育振興基本計画 2025 の概要

1 計画策定の趣旨

令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの本県教育行政の基本方向を示す。

2 計画の性格

- (1) 教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、国の第 3 期教育振興基本計画 (H30.6 閣議決定) を参酌して定めた本県の教育振興基本計画
- (2) 県政の基本指針を示した栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」や、知事が策定する栃木県教育大綱とも整合性を図りながら策定した。
- (3) 特別支援教育、生涯学習、体育・スポーツ、文化財に関する詳細については、各部門計画を別途作成した。

3 計画の期間

令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 5 年間

4 計画の構成

- (1) 総論
 - ・教育をめぐる社会の状況
 - ・本計画の基本理念
 - ・基本目標
 - ・施策体系
- (2) 各論
 - ・基本施策 1 ~ 20 (施策の方向、主な取組、推進指標)

5 計画の概要 (別紙参照)

6 計画の特徴

- (1) 次代を担う子どもたちに予測困難な時代をたくましく生き抜く力を育むことを特に重視し、基本理念を「とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」とした。
- (2) 那須雪崩事故のような痛ましい事故を二度と起こしてはならないという決意の下、「学びの場における安全の確保」を基本目標の I に位置付け、学校における全ての教育活動の安全管理の徹底と安全教育の充実に取り組むこととした。
- (3) 特別支援教育 (基本施策 3)、日本語指導が必要な児童生徒への指導・支援 (基本施策 4)、学校教育の情報化 (基本施策 15) など、今日的な課題への対応の充実を図った。

7 計画の進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価を行う。

〔別紙〕栃木県教育振興基本計画2025の概要

【教育をめぐる社会の状況】

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策・主な取組】

人口減少・高齢化

- ・総人口の減少
- ・高齢者割合の増加
- ・若者の転出超過

求められること

- ・ふるさとへの愛情、誇りの醸成
- ・生涯学習の機会や活躍の機会の充実

技術革新

- ・社会、生活、学びの変化
- ・読解力の低下
- ・SNS等のトラブル

求められること

- ・情報活用能力等の資質・能力の育成
- ・新しい価値を創造する力の育成

グローバル化

- ・グローバル化の進展
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・外国人労働力への依存

求められること

- ・自他の文化や考え方を尊重し合う態度の育成、多文化共生社会の実現

地域コミュニティの変化

- ・人間関係の希薄化
- ・社会貢献活動への意欲
- ・学校行事参加率の高さ

求められること

- ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- ・学校を核とした地域づくりの推進

自然災害、感染症等

- ・気候変動及びその影響の拡大
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大

求められること

- ・困難を乗り越えるたくましさの育成
- ・持続可能な社会の実現

とちぎに愛情と誇りをもち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます

I 学びの場における安全を確保する

- 1 学校安全の徹底・充実
 - (1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上
 - (2) 校内の体制整備の強化
 - (3) 安全教育の充実

II 一人一人を大切に、可能性を伸ばす

- 2 人権尊重の精神を育む教育の充実
 - (1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備
 - (2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上
 - (3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実
- 3 特別支援教育の充実
 - (1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上
 - (2) 就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の構築
- 4 多文化共生に向けた教育の推進
 - (1) 国際教育の推進
 - (2) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導・支援の充実

III 未来を切り拓く力の基礎を育む

- 5 確かな学びを育む教育の充実
 - (1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実
 - (2) 学習の基盤となる資質・能力の育成
 - (3) 確かな学力の育成
- 6 豊かな心を育む教育の充実
 - (1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実
 - (2) 子どもの読書活動の推進
- 7 健やかな体を育む教育の充実
 - (1) 体育活動の充実
 - (2) 学校保健、食育・学校給食の充実

IV 自分の未来を創る力を育む

- 8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実
 - (1) 学業指導の充実
 - (2) 教育相談・支援体制の充実
 - (3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応
- 9 社会に参画する力を育む教育の充実
 - (1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実
 - (2) 持続可能な社会の創り手を育む教育の推進
- 10 キャリア教育・職業教育の充実
 - (1) キャリア教育の充実
 - (2) 職業教育の充実

V 豊かな学びを通して夢や志を育む

- 11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実
 - (1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実
 - (2) 伝統や文化に関する教育の充実
 - (3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実
- 12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実
 - (1) 高度な学びの機会の充実
 - (2) 産学官連携による産業教育の充実
 - (3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養
- 13 県民一人一人の生涯学習への支援
 - (1) 生涯学習推進の基盤づくり
 - (2) 生涯にわたる学びの機会の充実
 - (3) 学びを生かした地域づくりの促進
- 14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進
 - (1) 本県選手の競技力の向上
 - (2) 大会の開催によるレガシー（遺産）の継承

VI 教育の基盤を整える

- 15 学校教育の情報化の推進
 - (1) 教員のICT活用指導力の向上
 - (2) 情報モラル教育の充実
 - (3) ICT環境の充実
- 16 教員の資質・能力の向上
 - (1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進
 - (2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実
- 17 学校運営体制の充実
 - (1) 学校の指導体制の充実
 - (2) 学校における働き方改革の推進
 - (3) 教職員の保健管理の充実
- 18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進
 - (1) 「ふれあい学習」の推進
 - (2) 学校と地域の連携・協働の推進
 - (3) 家庭教育への支援
- 19 魅力ある県立高校づくりの推進
- 20 学校施設・設備の整備
 - (1) 県立学校施設・設備の整備
 - (2) 公立小・中学校施設の整備促進



栃木県教育振興基本計画 2025

—とちぎ教育ビジョン—

(2021▶2025)



とちまるくん ©栃木県

基本理念

とちぎに愛情と誇りをもち
未来を描き
ともに切り拓くことのできる
心豊かで たくましい人を育てます

令和3(2021)年2月

栃木県教育委員会

ごあいさつ



人は、「時間の足し算」でできています。その人が、「今、どのような人であるか。」ということは、その人が、「今までに、どのような時間を積み重ねてきたか。」ということと密接に関わっているということです。残念ながら「引く」ことはできません。時間を元に戻すことは、誰にもできないからです。

しかし、「これからどのような時間を足していくか。」は、自分で決めることができます。「〇〇の練習を頑張る。」などが分かりやすい例ですが、そうしたことに限りません。例えば、「優しい人になりたい。」と思ったら、人に親切にする、優しい言葉かけるなどの機会を増やせばよいですし、「笑顔が素敵な人になりたい。」と思ったら、意識をして、笑顔でいる時間を増やせばよいのです。もちろん、望んだとおりの結果が得られるとは限りません。それでも、「これから、何のために、どのように時間を使うか。」は、自分で選ぶことができるのです。「人生は何度でもやり直すことができる。」とは、実は、このことを言っています。

私たちのふるさとについても、同じことが言えます。私たちの目の前に広がっているふるさとの風景には、必ず人の営みが刻まれています。「手つかずの自然」が残されている所もありますが、そこにも、「残そう」、「守ろう」とする人々の営みがあります。つまり、私たちのふるさとの今の姿は、先人たちの、そして、私たちの「時間の足し算の結果」と言えるのです。私たちは周囲の環境と無縁では生きられません。どこに住むか。どこで何を買い、何を食べるか。どのようなことに楽しみや生きがいを見いだすか。そうした日々の選択の積み重ねが、ふるさとの、この国の、ひいては地球の未来の姿を形作っていくのだということを忘れてはいけません。

さて、ここに「栃木県教育振興基本計画 2025」を策定し、本県教育が目指すべき方向を明らかにするとともに、今後5年間に取り組む施策を掲げました。現在、新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見えておらず、将来の展望を描きにくい状況にあります。このような中だからこそ、学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが「なりたい自分」を描き、その実現を目指して、着実に「時間の足し算」をしていけるよう育てるとともに、一人一人が「残したいふるさとの姿」を描き、世代や立場を超えて、ともに実現を目指していくことが、明日を生きる力につながると信じます。

今後は、本計画に基づき、市町教育委員会をはじめとする教育関係者はもとより、県民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、とちぎの教育の更なる充実に努めて参ります。

結びに、本計画を策定するに当たり、貴重な提言を賜りました「次期栃木県教育振興基本計画懇談会」委員の皆様をはじめ、御意見をお寄せいただきました県民の方々に心から御礼申し上げます。

令和3(2021)年2月

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

目次

はじめに	1
[総論]	
1 教育をめぐる社会の状況	3
2 本計画の基本理念	6
3 基本目標	8
4 施策体系	10
[各論]	
基本目標Ⅰ 学びの場における安全を確保する	
1 学校安全の徹底・充実	11
基本目標Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす	
2 人権尊重の精神を育む教育の充実	13
3 特別支援教育の充実	14
4 多文化共生に向けた教育の推進	16
基本目標Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む	
5 確かな学びを育む教育の充実	17
6 豊かな心を育む教育の充実	19
7 健やかな体を育む教育の充実	21
基本目標Ⅳ 自分の未来を創る力を育む	
8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実	23
9 社会に参画する力を育む教育の充実	25
10 キャリア教育・職業教育の充実	27
基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む	
11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実	29
12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実	31
13 県民一人一人の生涯学習への支援	33
14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進	35
基本目標Ⅵ 教育の基盤を整える	
15 学校教育の情報化の推進	37
16 教員の資質・能力の向上	39
17 学校運営体制の充実	41
18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進	43
19 魅力ある県立高校づくりの推進	45
20 学校施設・設備の整備	46
参考資料（策定要綱、懇談会設置要綱）	47
懇談会委員名簿、懇談会の審議経過	48

はじめに

1 計画策定の趣旨

栃木県教育委員会では、これまで「とちぎ教育振興ビジョン」（一期 H13～H17、二期 H18～H22、三期 H23～H27）、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」（H28～R2）を策定し、積極的かつ計画的に教育行政を推進してきました。前計画である「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」では、「とちぎから世界を見つめ 地域とつながり 未来に向かって とともに歩み続ける人間を育てます」の基本理念を掲げ、学校教育で培った力を基盤にして生涯にわたり学び続け、主体的に社会に参画し、広い視野を持って私たちの未来をつくっていける人間の育成を目指した教育を推進してきたところです。

この間、人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化等が一層進み、国においては、こうした状況を踏まえ、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを教育政策の中心に据えた「第3期教育振興基本計画（平成30年6月）」を策定し、この計画に基づいた様々な教育改革が進められてきました。

本県においては、令和2（2020）年度に前計画の最終年度を迎えたことから、おおむね2030年頃までの社会の変化を見通して、必要な施策を計画的かつ効果的に推進していくために、前計画の成果や課題を踏まえるとともに、国の第3期教育振興基本計画の内容を参酌しながら、これから5年間の本県教育行政の基本方向を示す「栃木県教育振興基本計画2025」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画の策定に当たっては、前計画の基本理念の考え方を継承しつつ、特に、次代を担う子どもたちに、予測困難な時代をたくましく生き抜く力を育むことを重視しました。

2 計画の性格

教育基本法第17条第2項では、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定しています。本計画は、教育基本法に基づく、本県の教育振興基本計画として策定したものです。

また、県政の基本指針を示した栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」や、知事が策定する栃木県教育大綱とも整合性を図りながら策定したものです。

なお、特別支援教育、生涯学習、体育・スポーツ、文化財に関する詳細については、それぞれ「栃木県特別支援教育推進計画」、「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」、「栃木県スポーツ推進計画2025」、「栃木県文化財保存活用大綱」として別途作成してあります。

3 計画の構成

本計画は、「総論」と「各論」で構成しています。

「総論」では、教育をめぐる社会の状況を示すとともに、それらを踏まえた本県教育の基本理念、基本目標など、本県教育の基本方向を明らかにしています。

「各論」では、基本理念、基本目標の実現を目指した20の基本施策について、施策の方向と今後5年間で取り組んでいく主な内容を示しています。

1 各論の構成について

まず、その基本施策の全体像が分かるように「施策の方向」を記載し、続いて、計画期間の5年間で実施する「主な取組」を記載しています。最後に、各基本施策の進捗状況の一部を定量的に把握できるものを推進指標として記載しています。

推進指標には、数値化しやすいもの、学校等の負担を増やさないう、できるだけ既存の調査から把握できるものを選んでいきます。ただし、これらの指標は進捗状況の全てを表すものではなく、あくまでも各基本施策の進捗状況の一部を定量的に把握するものです。

2 注釈等について

専門的な用語には注釈を付けるとともに、内容の理解を助けるものとして、資料・写真等をできるだけ多く掲載しました。また、掲載した資料のうち、Web上で公開しているものについては、QRコードを掲載しました。

3 学校の表記について

記載されている「幼稚園等」「小学校」「中学校」「義務教育学校」「高等学校」「特別支援学校」について、特別な記載がない場合は、公立学校を示します。

また、「幼児期」とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校幼稚部を、「小学校段階」とは、小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を、「中学校段階」とは、中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を、「高等学校段階」とは、高等学校、特別支援学校高等部を、それぞれ指します。

4 計画の期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

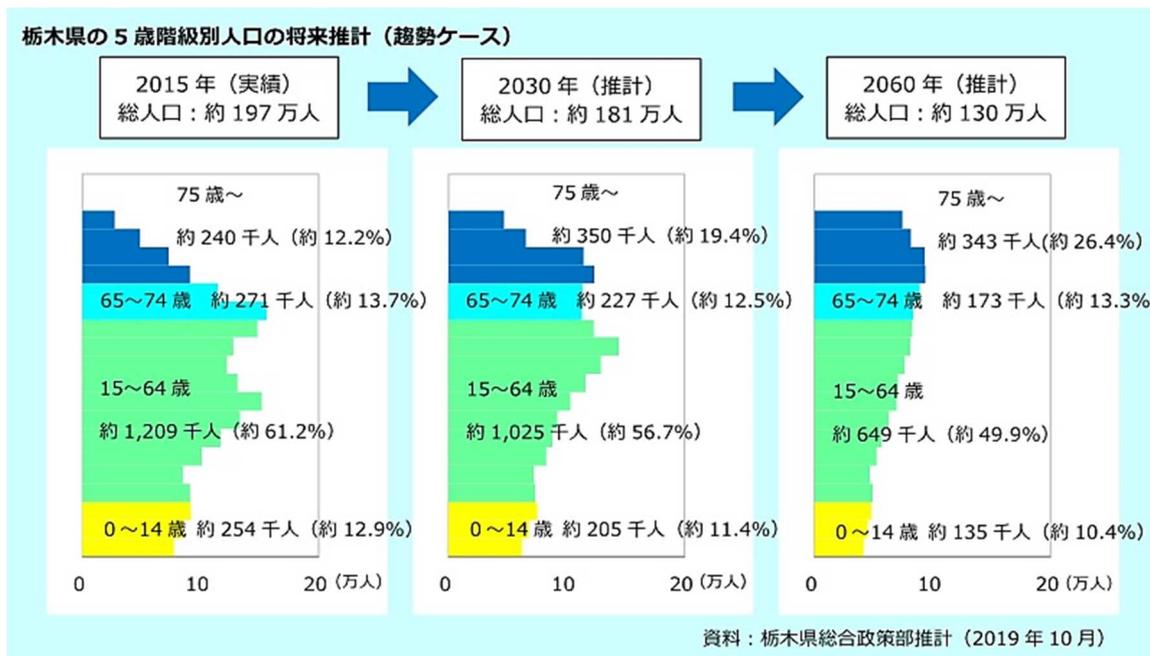
5 計画の進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について、毎年点検及び評価を行います。計画に記載した各施策の実施に当たっては、この点検及び評価を踏まえ、適宜必要な改善等を図りながら、効果的な教育行政を推進できるよう努めていきます。

総論

1 教育をめぐる社会の状況

(1) 人口減少・高齢化



本県の総人口は、平成17(2005)年をピークに減少を続けており、総人口に占める高齢者の割合は増え続けています。

中でも20歳代前半が大幅な転出超過となっており、総人口に占める生産年齢人口の更なる減少が懸念されています。

社会の担い手が減り続けていく中、子どもたち一人一人にふるさとへの愛情や誇りを醸成し、社会を支えていくことのできる大人に育てるとともに、人生100年時代に向けて、全ての県民が生涯を通じて目標や生きがいをもって生きられるよう、生涯学習の機会や地域における活躍の機会を充実させていく必要があります。

(2) 技術革新

I o Tやビッグデータ、A I等の技術革新は、今後、私たちの社会や生活を大きく変えていくと予想されています。

そうした社会の変化に対応するため、児童生徒向けの端末と、高速大



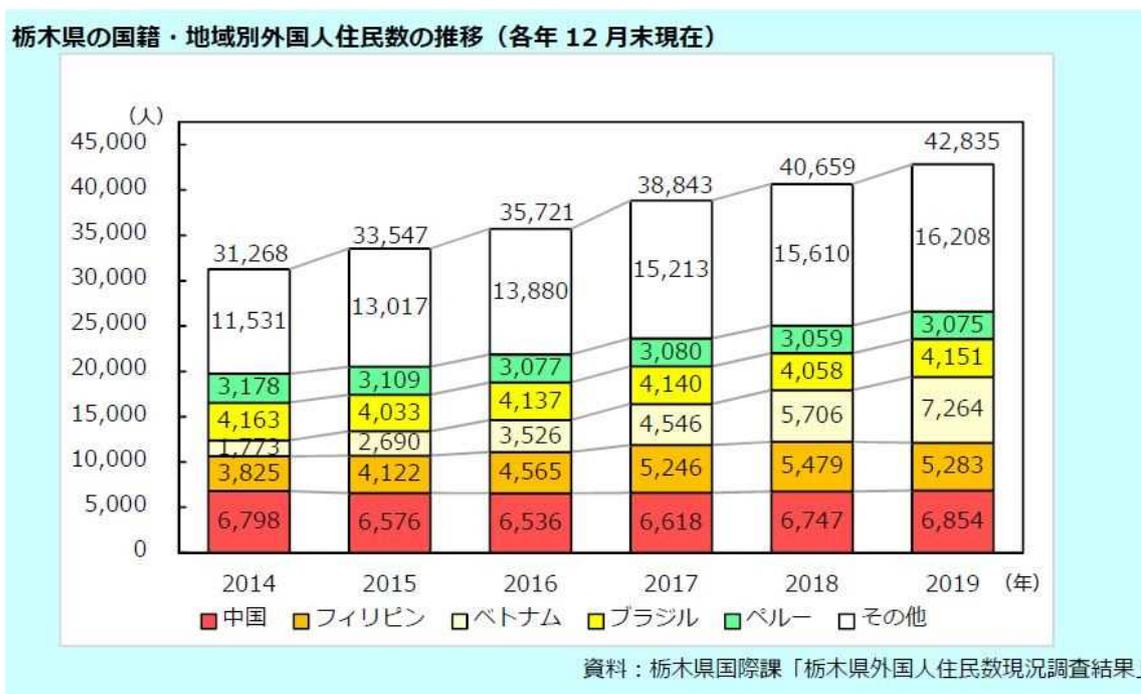
容量の通信ネットワークが各学校に整備され、個別最適な学びや創造性を育む学びに寄与するとともに、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広がると期待されています。

一方、子どもたちを見ると、情報の意味を吟味したり、文章の内容を的確に読み取ったりする能力に課題が生じているとの指摘があります。さらに、SNSを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担してしまったりするなどの事態も生じています。

進歩し続ける技術を使いこなしながら、膨大な情報の中から必要な情報を的確に読み取り、主体的に判断し生きていくために必要となる資質・能力を子どもたちに育てていく必要があります。

同時に、多くの仕事が近い将来AI等に代替されると指摘されている時代だからこそ、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を子どもたちに育てていくことが一層重要となります。

(3) グローバル化



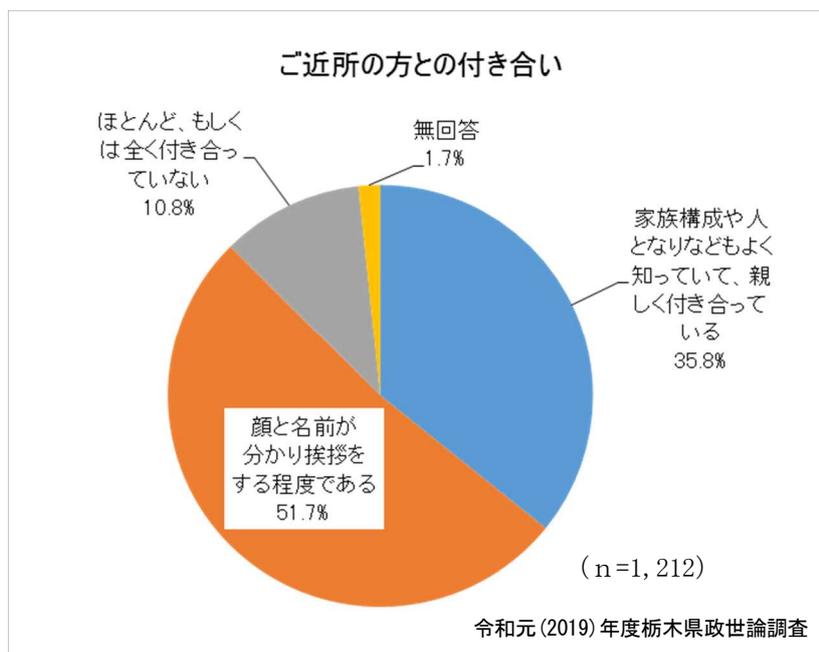
1990年代以降、社会のあらゆる面でグローバル化が進展してきましたが、令和2(2020)年、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、人や物の動きが遮断されるなど、社会に深刻な影響をもたらしました。

今後の世界の動きを正確に予測することは困難ですが、我が国の持続的な発展のためにも、引き続き世界の国々と良好な関係を築きつつ、地球規模の課題解決に積極的に取り組み、平和で持続可能な社会の実現を目指していく必要があります。

国内では、人材としての外国人の重要度が増しており、本県も例外ではありません。外国人労働者及びその家族に対する生活・就労支援の充実が求められる中、県民一人一人が自他の文化や考え方を尊重し合う態度を培い、多文化共生の社会を築いていく必要があります。

(4) 地域コミュニティの変化

令和元(2019)年度栃木県政世論調査によると、近所の方との付き合いに関して、「顔と名前が分かり挨拶をする程度」、「ほとんど、もしくは全く付き合いがない」と回答した人が6割を超えています。また、家族・親族以外に日常生活で困ったことを相談する相手が「いない」と回答した人が10.6%いました。地域における人間関係の一層の希薄化が懸念されます。



一方、社会貢献活動に「参加したことがある」、「参加したい」と回答した人は47.9%おり、地域・社会のために行動したいと考えている人が一定数いることが分かります。

平成29(2017)年度全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の公立学校における保護者の行事参加率は、小学校が全国1位(97.8%)、中学校が3位(92.2%)でした。また、住んでいる地域の行事に参加していると回答した児童生徒の割合も全国平均より高くなっています。この素地を生かし、学校と家庭・地域が一層連携・協働して地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、そのことをきっかけとして地域住民相互のつながりを深め、地域社会の活性化を図る「学校を核とした地域づくり」の取組を推進していく必要があります。

(5) 自然災害、感染症等

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が全国各地で確認され、今後さらに拡大することが懸念されています。県内でも令和元(2019)年は「令和元年東日本台風」に伴う記録的な豪雨により、大きな被害が発生したことは記憶に新しいところです。

また、令和2(2020)年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校が臨時休校となるなど、社会活動が大きく制限されました。

こうした予期せぬ事態に直面した際、自他の生命を守り、その後の困難な状況にも諦めることなく、周囲の人々と力を合わせて乗り越えていけるたくましさ子どもたちに育んでいく必要があります。

同時に、環境問題など社会問題に関心を持ち、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できるよう、現代社会の諸課題について学び、持続可能な社会の在り方を考える学習機会、地域の課題を見だし、解決の方法を考える学習機会等の充実を図る必要があります。

2 本計画の基本理念

「1 教育をめぐる社会の状況」で述べてきたとおり、現在、技術革新やグローバル化が急速に進み、社会の大きな変革期にあります。また、気候変動の影響などもあり、未来を正確に予測することは一層難しくなっています。そのような中でも、子どもたちには、明日に希望をもって、たくましく生きていってほしいと願います。

予測困難な時代をたくましく生きていくためには、次のことが必要になると考えます。

自分の目指す未来を自ら描く力を身に付けること

例えば、実現したい夢や目標がある人、また、夢や目標というほど大きなことではなくても、「明日やりたいことがある」という人は、明日も生きたいと願うはずです。描く未来の大小にかかわらず、自分が目指す未来を自ら描けることは、その人の生きる力につながります。

しかし、目指す未来を描いても、描いたとおりに事が運ぶとは限りません。思わぬ困難に直面することもありますし、目指す未来の前提となる条件が急に変わってしまうこともあります。そのような時に、置かれた状況を受け容れ、目指す未来を描き直し、再び一步を踏み出せることは、困難を乗り越えるたくましさにつながります。

このような力を身に付けるためには、毎日の生活の中で、目標を立て、達成方法を考え、実践するという一連の経験をできるだけ多くさせる必要があります。その際、うまくいく方法や効率的なやり方を安易に教えるようなことはせず、まずは、本人が立てた計画どおりに実践するのを見守ることが極めて大切です。その上で、うまくいかないときには、なぜ、うまくいかないのかを考えさせ、計画を修正し、もう一度挑戦する機会を与えます。このような経験の積み重ねが、自分の目指す未来を自ら描く力を養います。

描いた未来を実現するために必要な力を身に付けること

描いた未来を実現するために必要な力とは、例えば、問題の本質を把握し自ら問いを立てる力、解決の見通しを立てる力、膨大な情報の中から必要な情報を選び収集する力、収集した情報を整理・分析し解釈する力、答えが一つに定まらない問題にも自ら解を見いだしていく力などです。このような力は、学問的な探究をする際はもちろん、仕事や生活上の課題を解決する際にも必要となります。また、こうした力を身に付けることによって、目指す未来を描く際にも、単に目指す結果だけでなく、実現までの過程を含めた、より具体的な描き方ができるようになります。

このような力を身に付けるためには、毎日の学習の中で、自ら問いや仮説を立て、協働的な学びの中で互いの考えを出し合いながら、その検証の方法や手順を考え、考えた方法や手順に従って検証、考察して結論を出すなどの経験をできるだけ多くさせる必要があります。

多様な他者と協働して創造する力・心の豊かさを身に付けること

多様な他者と協働して新しい価値観や行動を生み出すためには、例えば、自他の価値観や考え方を尊重し合う態度、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、自らの課題を乗り越えつつ他者と協働して物事を成し遂げる力などが必要となります。

こうした力を身に付けるためには、多様な他者との関わりの中で育ち、心の豊かさを養うことが極めて重要です。多様な他者との触れ合いは、子どもたちに自他の生命尊重や他者への思いやりの心などを育みます。

また、地域の多くの大人が子どもたちに関わり、一人一人の挑戦や頑張りを認めることで、子どもたちは小さな成功体験を積み重ね、自己肯定感や自己有用感を高めることができます。

生まれ育った地域での豊かな体験や人々との心のつながりは、ふるさとへの愛情や誇りを醸成し、その後の人生において、様々なことに挑戦する際の「心のよりどころ」になるはずです。

以上の考えに基づき、今後5年間の本県の教育施策推進の基本理念を以下のとおりとします。

— 基本理念 —

**とちぎに愛情と誇りをもち
未来を描き ともに切り拓くことのできる
心豊かで たくましい人を育てます**

本県には30年以上にわたって「いきいき栃木っ子3あい運動(※1)」を展開してきた歴史があります。この土壌を生かし、生涯を通じた学びや、学びを生かした活動を通して地域の大人が豊かな人間関係を築き、学校・家庭・地域の連携・協働を一層推進して子どもたちを育てていきます。

(※1) **いきいき栃木っ子3あい運動** 豊かな人間関係を築くことにより、いきいきとした栃木の子どもたちの育成を図ることを目的として、「学びあい 喜びあい はげましあおう」をスローガンに、昭和62(1987)年度から県内全域で展開している本県独自の教育運動。平成11(1999)年度からは、大人が子どもに関わる「3あい運動」の具体的実践として、「栃木の子どもをみんなで育てよう」運動を展開している。



3 基本目標

本計画の基本理念を具現化するため、以下Ⅰ～Ⅵの基本目標を設定します。

～全ての教育活動の前提として～

基本目標Ⅰ 学びの場における安全を確保する

本県では、平成 29(2017)年 3 月 27 日に発生した那須雪崩事故により、生徒 7 名、教員 1 名の尊い命が失われました。このような痛ましい事故を二度と起こしてはならないという決意の下、学校における全ての教育活動の安全管理の徹底と安全教育の充実に取り組み、学びの場における安全の確保を図ります。

基本目標Ⅱ 一人一人を大切にし、可能性を伸ばす

全ての子どもたちが様々なことに積極的に挑戦し、自分の可能性を伸ばしていくためには、自分の思いや考えを安心して表現できる場、存分に力を発揮できる場が保障されていることや、ニーズに応じた適切な指導・支援を受けられることが必要です。そこで、人権尊重の精神を育む教育、多文化共生に向けた教育を推進するとともに、特別支援教育や日本語指導の充実を図ります。

～子どもたちにたくましさを育むための具体策として～

基本目標Ⅲ 未来を切り拓く力の基礎を育む

予測困難な時代をたくましく生きていくためには、基礎的な知識・技能に加え、主体的に学び続ける力が必要となります。また、困難に負けず、時に協働して物事を成し遂げるためには、心の豊かさも必要です。さらに、体力は人間の活動の源であり、精神面の充実にも大きく関わっています。そこで、これらをバランスよく育成することを通して、未来を切り拓く力の基礎を育んでいきます。

基本目標Ⅳ 自分の未来を創る力を育む

よりよく自己実現を図っていくためには、社会との相互関係を保ちつつ、自分らしい生き方を展望し、実現していくことが大切です。そこで、学校や家庭、地域など、所属する集団の中で自分の役割を考え、実践することや、家族や社会の一員としての役割を考えることなどを通して自身の生き方についての考えを深め、自分の未来を創る力を育んでいきます。

基本目標Ⅴ 豊かな学びを通して夢や志を育む

人が夢や志をもつとき、そこには、それまでの認識を新たにするような学びや体験があります。そこで、学びたいときに学ぶことのできる生涯学習社会の実現を目指すとともに、学ぶ人の世界を広げ、さらに広げたくなるような学び、新たな夢や目標につながるような体験など、豊かな学び・体験の機会を提供し、子どもから大人まで、一人一人の夢や志を育んでいきます。

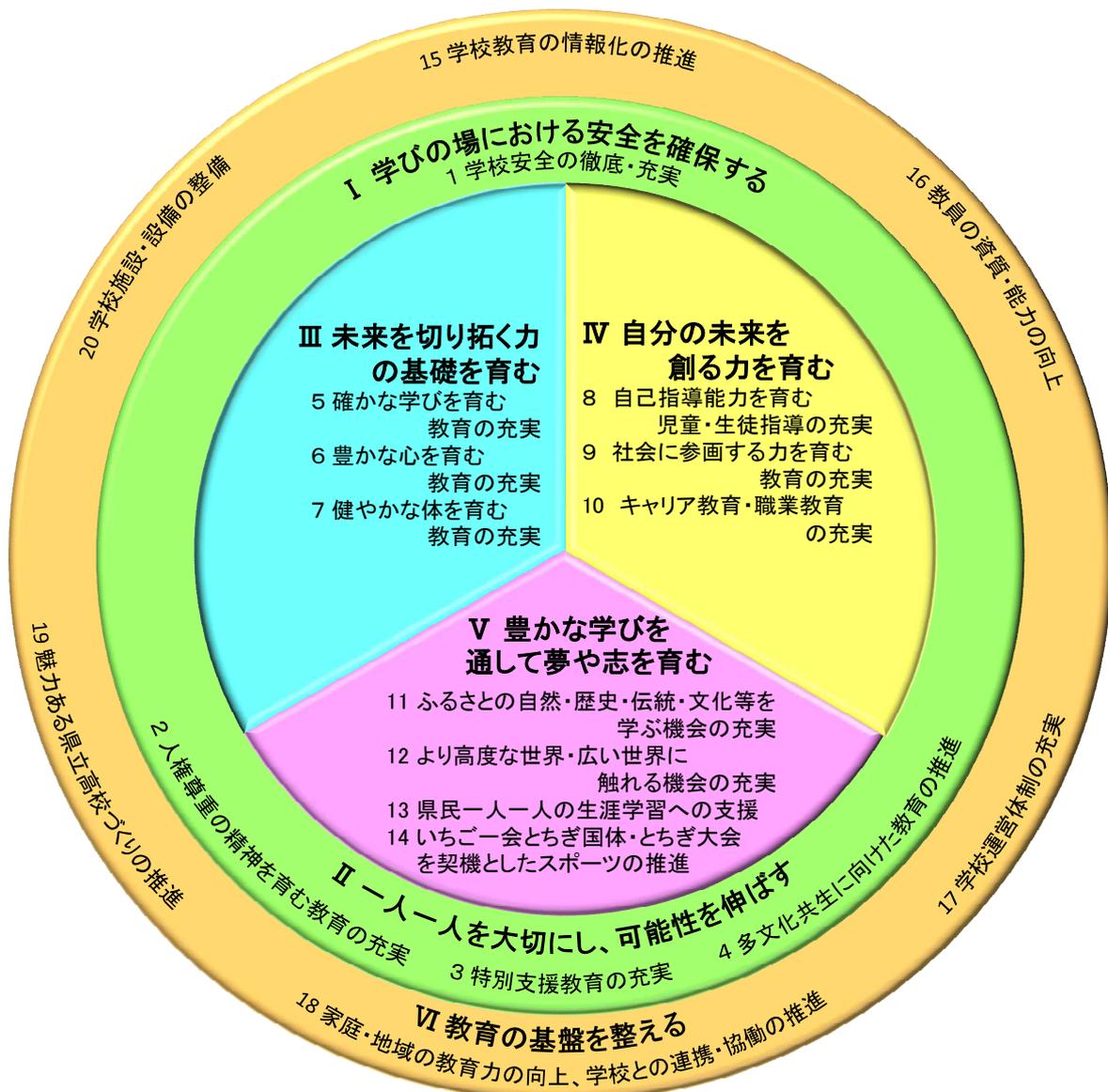
～各取組を効果的に推進するために～

基本目標Ⅵ 教育の基盤を整える

教員一人一人が自らの職責、経験及び適性に応じて資質の向上を図り、今日的な課題にも対応していくことができるよう研修の充実を図るとともに、教員が本来担うべき業務に専念できるよう学校における働き方改革を推進し、学校運営体制の充実を図ります。同時に、学校・家庭・地域の連携・協働を一層推進し、家庭・地域の教育力の向上を図ります。また、魅力ある学校づくりを推進するとともに、児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、学校施設・設備の整備を進めていきます。

〔関係図〕

各基本目標を相互の関係で表すと以下のようになります。教育基盤の充実に関する目標Ⅵの上に、どのような教育を目指すかにかかわらず、常に前提として考えるべき目標Ⅰ、Ⅱを位置付け、さらに、基本理念の実現に特に関わりの深い目標Ⅲ～Ⅴを位置付けています。



4 施策体系



各 論

基本施策 1 学校安全の徹底・充実

■施策の方向

教育活動の安全が確保されるためには、各学校の実情に応じて、想定される危険等を明確にし、各活動の計画・実施に際してチェック機能が確実に働くとともに、各教員が最新の科学的知見や各種ガイドラインに基づく安全に関する知識を有し、その場の状況に応じた適切な判断ができることが重要です。さらに、自然災害や交通事故・犯罪等から児童生徒等が自ら身を守るためには、安全な生活を実現するために必要な知識や主体的に行動する態度を身に付けることが大切です。

そこで、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合に、適切な対応ができるよう、教員の学校安全に関する資質・能力の向上や校内の体制整備の強化に取り組み、学校の教育活動における安全管理の徹底を図っていきます。

また、安全教育の充実を図り、児童生徒等が自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成していきます。

■主な取組

(1) 教員の学校安全に関する資質・能力の向上

- 学校における事故の未然防止と事故等の発生に備えた安全管理などの資質・能力を向上させるため、管理職、学校安全担当、部活動顧問等を対象にした、学校安全に関する研修の充実に努めます。
- 教員一人一人の危機に対する意識や危機等発生時の適切な判断力及び対応力を高めるため、学校の状況や実情に応じた安全管理、危機管理等の校内研修の充実に努めます。



安全管理・危機管理研修会



運動部活動リスクマネジメント研修会



校内研修「危機管理研修」の様子
(高等学校)

(2) 校内の体制整備の強化

- 学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しや改善を促し、児童生徒等の実態に即した安全教育・安全管理を展開できるよう校内の体制整備を強化します。
- 事故の要因となる環境や児童生徒等の学校生活における危険な行動等を早期に発見し、それらを速やかに除去するよう、学校における安全管理体制の強化に努めます。

- 日常の学校生活や学校行事、部活動等において事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や被害の拡大防止・軽減等を講じることができる体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ります。
- 学校や通学路における児童生徒等の安全確保を図るため、地域の関係機関やボランティア等と連携し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制の充実を図ります。



スクールガード・リーダー育成講習会の様子
警察スクールサポーターが、スクールガード・リーダー（※1）に通学路の巡回時のポイントを説明しています。

- 運動・文化部活動の在り方に関する方針に基づき、日頃から活動中に起きた「ヒヤリ・ハット」事例の集約・共有化や事故防止等の安全管理の徹底を図ります。



栃木県運動部活動の在り方に関する方針



栃木県文化部活動の在り方に関する方針



運動部活動指導の手引

(3) 安全教育の充実

- 「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」や新たな危機事象(※2)について、地域の特性や児童生徒等の実情を考慮し、学校の教育活動全体を通じた安全教育の充実に努めます。
- 災害に強いとちぎづくり条例の趣旨を踏まえ、自ら危険な状況を適切に判断し、回避する能力を高める防災教育を推進し、自らの命を守り抜くため、主体的に行動する態度を育てます。

■ 推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
学校管理下における負傷を伴う事故等の発生率(国公私合計) 〔災害共済給付状況(独立行政法人日本スポーツ振興センター)〕	4.01%	2019年における全国最上位の水準(3.46%)を目指す

- (※1) **スクールガード・リーダー** 各学校を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点等の指導と評価や、スクールガードに対する指導、地域の危険箇所に対する巡回、不審者情報を加味したパトロール等を行う防犯の専門家。
- (※2) **新たな危機事象** 学校に対する犯罪予告やテロ、ミサイル発射等国民保護に関する事案など、時代や社会の変化に伴って出現する危機事象。

基本施策2 人権尊重の精神を育む教育の充実

■ 施策の方向

人権とは、全ての人々が幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。本県では、一人一人の人権が尊重されるよう、栃木県人権教育基本方針に基づき人権教育の推進に努めてきました。

しかし、令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療従事者や感染者等に対する偏見・差別や誹謗中傷などの事案が発生するなど、依然として様々な人権問題が生じている状況にあります。

このような現状を踏まえ、「人権教育推進の手引」等により今後取り組むべき課題や方向性を明らかにし、市町教育委員会や関係機関等と連携しながら人権教育の一層の充実を図っていきます。

■ 主な取組

(1) 人権教育の充実に向けた連携体制の整備

- 諸会議等を開催して市町教育委員会をはじめ、関係機関等と人権教育推進上の課題や方向性などを共有し、連携・協力を深めながら本県の人権教育を総合的に推進します。

(2) 指導者の人権意識の高揚と指導力の向上

- 指導者を対象とした研修会を開催するとともに研修用資料等の作成を行い、人権や人権問題についての理解を深め、人権感覚を磨き人権意識を高めます。
- 地域や学校の実情等を踏まえながら市町教育委員会が開催する各種研修会や校内研修等の支援を行います。

(3) 人権や人権問題の正しい理解を図るための学習・啓発の充実

- 学校の教育活動全体を通じて幼児児童生徒の自尊感情を高め、発達の段階に応じて人権尊重の理念についての理解を促すとともに、差別解消を図るための資質・能力を身に付けられるよう、学校における授業の改善を図る取組を推進します。また、教職員に向けては、指導の参考となる資料を作成します。
- 研究の指定等を通じて人権教育の実践的な研究を推進し、学習内容及び方法の改善・充実を図るとともにその成果の普及に努めます。

■ 推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
「自分にはよいところがあると思う」と答える児童生徒の割合(小6・中3)〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕	小6 : 83.1% 中3 : 78.4%	100%を目指す

基本施策3 特別支援教育の充実

■施策の方向

障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生する社会を目指し、インクルーシブ教育システム（※1）の更なる推進が求められています。

本県では、幼児児童生徒が自信を育むとともに、周囲の人々と理解を深め合いながら相互に支え合う関係を構築することが重要であると捉え、校内支援体制を整え、安心感を高める指導・支援の充実に努めています。その中で、障害のある幼児児童生徒については、持っている力を最大限に発揮し、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導・支援を更に充実させていくことが必要です。

そこで、様々な障害のある幼児児童生徒がその年齢や能力・特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、全ての教員の理解促進と実践的な指導力の向上に努めるとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築するなど、特別支援教育の一層の充実を図っていきます。

■主な取組

(1) 教員の理解促進と実践的な指導力の向上

- 全ての教員が、一人一人の幼児児童生徒への理解を深めるとともに、障害の特性等を理解し、個別の教育支援計画（※2）の作成や活用等の特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付け、日常の教育活動に生かすことができるよう、教員を対象とした研修の充実を図ります。
- 学校が、事例検討会等の実施及び実践事例の蓄積・共有等により、一人一人の幼児児童生徒に応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図ることができるよう、専門的な知見の活用機会の提供等、学校の取組を支援します。



基本施策 4 多文化共生に向けた教育の推進

■ 施策の方向

在留外国人や外国人児童生徒が増加する中で、これからの社会の在り方として、多様な文化的背景や価値観をもつ人々を尊重し、共生することが求められています。

学校においても、全ての児童生徒が、我が国の言語や文化に加えて、多様な言語や文化、価値観についても理解し、互いを尊重しながら学び合えるような環境づくりが期待されています。

そこで、本県では、様々な教育活動を通して、児童生徒に異文化理解や多文化共生の考え方が根付くよう、取組を充実させていきます。

■ 主な取組

(1) 国際教育の推進

- 児童生徒の教科等横断的な学習や探究的な学習を推進することにより、地域や世界の様々な課題を自分の事として捉え、考えや意見を発信しようとする態度や能力を育成します。
- 日本を含む様々な国の伝統や文化について学習する機会等を充実させ、異なる価値観や文化的背景をもつ他者を受容し協働していく態度を醸成し、多文化共生社会の担い手として必要な資質・能力の育成を図ります。
- 世界の共通言語としての英語によるコミュニケーション力を強化し、異文化を理解する力や様々な価値観をもつ人々と協働していく力を育みます。

(2) 日本語指導が必要な外国人児童生徒等への指導・支援の充実

- 「誰一人取り残さない」という発想に立ち、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるよう支援します。
- 帰国・外国人児童生徒教育研究協議会や内地留学生派遣等において、教員に対する研修の機会を充実させることにより、日本語指導が必要な児童生徒に対する指導力の向上を目指します。

■ 推進指標

推進指標	基準値 (2020)	目標値 (2025)
小・中・義務教育学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導(※1)を受けている割合〔小・中学校教育課程等に係る調査〕	78.1%	100%

(※1) 「特別の教育課程」による日本語指導 通常の教育課程による指導だけでなく、各学校が児童生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程を編成し、日本語指導担当教員が、該当児童生徒に行う指導。

基本施策5 確かな学びを育む教育の充実

■施策の方向

学習指導要領（平成29・30年告示）の趣旨を実現し、児童生徒の資質・能力を育成する観点から、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びを実現していく必要があります。

そのため、幼児期においては、諸能力が相互に関連し合い総合的に発達していくこの時期の特徴を踏まえ、幼児の自発的な遊びを通した総合的な指導の中で、育みたい資質・能力を一体的に育む教育の充実を目指すとともに、小学校段階への円滑な接続を推進します。

小・中・高等学校の各学校段階においては、児童生徒の発達の段階に応じて、ICTを適切に活用しながら、一人一人に応じた適切な指導を行うことや、学校ならではの協働的な学び合いを大切に、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。

■主な取組

(1) 学びの基礎を培う幼児教育の充実

- 幼児の自発的な遊びを通した指導を中心とした保育の実現に向けて、研修の実施や教育・保育アドバイザーの派遣を行い、幼児期にふさわしい教育の更なる充実や教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 各園の独自性を確保しつつ、教育の質の向上に向けた学校評価の確立を目指して、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施できるよう、調査研究等を通して園の教育力の向上に努めます。



友達とルールを作りながら遊んでいる様子

身近な素材を使って、自分たちでルールを考えながら、遊びを楽しんでいます。

教職員は、子どもの遊びが充実するよう、教材を準備したり、相談に応じたりしながら、自発的な思いを引き出し、環境を整えていきます。

その結果、子どもは、遊びが楽しくなるよう、友達と試行錯誤をしながら自主的に活動し、創造的な思考や粘り強さ、協同性や自己調整力などを身に付けていきます。

- 幼稚園等と小学校等の教職員が、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（※1）」を手掛かりに、子どもの姿を共有しながら幼児教育と小学校教育とのカリキュラムの接続を図る研修の改善・充実に努めます。
- 幼小連携推進事業の充実を目指して、市町の教育委員会や保育主管課と連携し、実態に応じて事業内容や体制整備について支援します。

(2) 学習の基盤となる資質・能力の育成

- 多様なテキスト及びグラフや図表等の各種資料を適切に読み取る力や、判断の根拠や理由を明確にしながら自分の考えを述べる力を育成できるよう、各教科等の特質に応じた言語活動の充実を図ります。
- コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発言・伝達したりする力や、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得を含めた情報活用能力（※2）を育みます。
- 情報化の急速な進展に対応するためには、児童生徒がICTを活用する力や情報モラル等を身に付ける必要があることから、教員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

(3) 確かな学力の育成

- 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る取組を支援します。
- 児童生徒や学校、地域の実態を踏まえ、教育課程に基づき組織的・計画的に各学校の教育活動の質の向上を図れるよう、カリキュラム・マネジメントを推進します。
- 客観的な根拠を重視した教育政策（EBPM）を推進する観点から、とちぎっ子学習状況調査や全国学力・学習状況調査等の学力調査を十分に活用し、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析した上で、学校における教育指導等の改善・充実を図る取組を推進します。
- 小・中学校教育課程研究集会及び高等学校教育課程研究協議会等において、教育課程実施上の諸問題について研究協議し、教員の指導力向上を図るとともに、児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況に基づく自己点検・自己評価を行うことにより、教育課程の改善を図ります。
- 各種学力調査の結果等を活用し、家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を推進します。
- 高等学校段階においては、幅広い分野で新しい価値を提供できる人材を養成するため、社会における課題を発見し、解決するために必要な資質・能力を教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、STEAM教育（※3）を推進し、各教科及び「総合的な探究の時間」、「理数探究」における問題発見・解決的な学習活動の充実を図ります。

■ 推進指標

推進指標	基準値（2020）	目標値（2025）
幼小カリキュラム接続事業を実施している市町数 〔幼小連携推進状況調査〕	14 市町	25 市町
「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」の「教科に関する調査」の各教科（国語、算数・数学、理科、英語）の標準化得点の平均値（理科と英語は3年に1回程度実施）	(2019) 小6（国・算） 99.5 中3（国・数・英） 99.7	各教科の標準化得点の平均値が、全国平均（100.0）を上回る

- （※1） 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 幼児教育と小学校教育との円滑な接続のために、幼稚園教育要領等（平成29年3月）に示された、幼児教育を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿。
- （※2） 情報活用能力 必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む。）や情報科学的理解、情報社会に参画する態度。
- （※3） STEAM教育 Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

基本施策6 豊かな心を育む教育の充実

■施策の方向

子どもたちを取り巻く社会環境が急激に変化し、将来を予測することが困難な時代に、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きる力が求められています。

これまで本県では、「いきいき栃木っ子3あい運動」や「教え育てる道德教育」を推進し、子どもたちの豊かな心の醸成に努めてきました。

今後は、こうした取組を生かしながら、道德教育の要である「特別の教科 道德」の授業の質の向上を図るとともに、学校における道德教育の一層の充実を目指していきます。

また、子どもの読書活動は、幅広い知識や考え方に触れ、自らの思索を深め、豊かな心を育むために欠くことのできないものであり、全ての子どもが主体的に読書に取り組めるよう支援していきます。

■主な取組

(1) 学校の教育活動全体を通じた道德教育の充実

- 小・中学校段階において、日常的な生活場面を含むあらゆる教育活動の中で、道徳的行為が身に付くよう道徳的価値を意識させながら繰り返し指導するとともに、「考え、議論する道德」の授業（※1）の充実を図り、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることを、「教え育てる道德教育（※2）」として推進します。
- 小・中学校段階の各学校が、道德教育推進教師（※3）を中心として道德教育全体計画の見直しや改善を図ったり、校内研修の充実に取り組んだりするなどカリキュラム・マネジメントを実践し、児童生徒の実態に即した道德教育を展開することができるよう、推進体制づくりを支援します。
- 高等学校段階においては、生徒の発達段階や学校・地域の実態に応じて、道德教育推進教師を中心として道德教育全体計画の見直しや改善を図り、各学校の重点目標を明確にした上で、学校の教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育を推進します。

～栃木県教育委員会が作成した道德指導資料～



栃木県道德教育
ハンドブック



「教え育てる道德教育」指導資料
「とちぎの子どもたちへの教え」
指導事例集



「ふるさと とちぎの心」
栃木県道德教育郷土資料集
(小学校高学年編・中学校編)



これらの資料の
掲載場所

(2) 子どもの読書活動の推進

- 幼児期から小・中・高等学校の各学校段階まで、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進し、読書習慣の形成に努めます。
- 学校・家庭・地域等がそれぞれの役割に応じた読書活動を推進するとともに、社会全体で読書推進に取り組むことができるよう、連携体制の充実を図ります。
- 図書委員や読書コンシェルジュ（※4）の活動、ビブリオバトル（※5）の開催など、子ども同士の本の勧め合い等の活動を促進し、子どもの読書への関心を高めます。
- 障害の有無等にかかわらず、全ての子どもが読書の喜びを実感し、読書を通じて未知の世界や考えを知ること、主体的に読書習慣を身に付けるとともに自ら考える力を養えるよう支援します。



全国高等学校ビブリオバトル栃木県大会

■ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
1か月に1冊も本（まんが・雑誌を除く。）を読まない児童生徒の割合（不読率）〔子どもの読書活動に関する実態調査〕	小：7.4% 中：16.1% 高：49.9%	小：5%以下 中：14%以下 高：40%以下

- （※1） 「考え、議論する道徳」の授業 道徳教育の目標を実現するために、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題として捉え向き合う授業。
- （※2） 教える育てる道徳教育 人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育むために、日常的な生活場面を含む学校生活全体を通して「教えること」と、道徳科の授業を中心として「育てること」を大切にしながら、互いに関連付けて指導する教育活動。本県独自の教育活動で、平成23(2011)年度から推進している。
- （※3） 道徳教育推進教師 小・中・高等学校の各学校段階の道徳教育が円滑に進められるよう、全教育活動における道徳教育の推進や充実等において、中心的な役割を果たす教師。
- （※4） 読書コンシェルジュ 高校生の自主的・自発的な読書活動を推進する読書活動推進リーダー。おすすめ本の選定や読書交流会の企画・運営、学校や地域での読書推進活動等を通じて同世代への働きかけを行う。
- （※5） ビブリオバトル ゲーム感覚を取り入れた書評合戦。発表者は制限時間内でお勧めの本を紹介し、各発表後に参加者全員でディスカッションを行う。全ての発表終了後、一番読みたくなった本を投票で決める。

基本施策7 健やかな体を育む教育の充実

■施策の方向

本県の児童生徒の体力を見ると、新体力テストで全国平均を下回るなど、運動時間の減少や、運動する子としない子の二極化等が懸念されます。そこで、幼少期から様々な運動やスポーツを経験させ、その楽しさを十分に体得させることで運動やスポーツが好きな児童生徒を増やし、生涯にわたって運動に親しむことができるようにしていきます。

また、現在、食生活を含めた生活習慣の乱れ、性の問題行動や薬物乱用、心の健康、さらにはアレルギー疾患や感染症の問題など、子どもたちを取り巻く健康上の課題は多岐にわたっています。そこで、自身の健康に関心をもち、主体的に健康で安全な生活を送ることができるよう、学校保健、食育・学校給食の充実を図ります。

■主な取組

(1) 体育活動の充実

- 体育・保健体育において、児童生徒が自己の適性等に応じた運動やスポーツとの多様な関わり方を見出すことができるよう、授業の工夫・改善等を図り、主体的に体力向上や豊かなスポーツライフの実現に努める態度を育てます。
- 調和のとれた体力向上を図るために研修会や体育実技指導者講習会等を実施し、指導方法の伝達や実技の実践を通して学校における担当教員の資質及び指導力の向上を図ります。
- ICTや外部人材等を活用した取組等により、楽しみながら運動に取り組める環境づくりを進めるなど、児童生徒の体力の向上を図ります。
- 競技経験や指導経験が少ない運動部の顧問教員が基本的な知識や技能を習得し、安全で適切な指導ができるよう研修会の充実を図ります。
- 専門的な知識・技能を有する部活動指導員や運動部活動補助員を配置することにより、部活動の充実、活性化を図ります。



体力向上に向けた指導者研修会の様子

(2) 学校保健、食育・学校給食の充実

ア 学校保健の充実

- がん教育や薬物乱用防止教育等について体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育が充実するよう、具体的取組や先進的な事例等を提供し、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育てます。

- アレルギー疾患や感染症等、多様化・深刻化する児童生徒の健康課題に対応するため、学校保健委員会の活性化や学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の活用等を通じて、学校・家庭・地域が連携した保健管理等の推進体制を支援します。
- 保健教育及び保健管理等の中核となる保健主事や養護教諭が、児童生徒の実態に即した指導を展開できるよう、研修内容の充実を図ります。

イ 食育・学校給食の充実

- 学習指導要領（平成 29・30 年告示）に基づき、各教科等を通じた食育が充実するよう、学校給食を「生きた教材」として活用した具体的取組や先進的な事例等を提供し、栄養教諭（※1）を中核とした食に関する指導を支援します。
- 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう、教職員向け指導資料や家庭向け啓発資料等の充実を図り、学校・家庭・地域が連携した食育推進の体制づくりを支援します。
- 食育推進の中核となる栄養教諭や学校栄養職員が、児童生徒の実態に即した食に関する指導が展開できるよう、研修内容の充実を図ります。
- 安全・安心で、魅力あるおいしい給食の提供ができるよう、学校給食の衛生管理及び栄養管理の徹底を図ります。



食育推進啓発事業
絵画ポスターコンクール
令和2(2020)年度入賞作品
(県内小学生)

■ 推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
新体力テスト体力合計点の本県平均値と全国平均値の差 〔全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)〕	小5 男子:▲1.17点 女子:▲0.10点 中2 男子:▲0.37点 女子: 0.35点	小5、中2の男女とも全国平均値を上回る
・朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」児童生徒の割合(小6・中3)〔全国学力・学習状況調査(文部科学省)〕 ・朝食を「毎日食べない」生徒の割合(高3)〔本県児童生徒の体力・運動能力調査〕	小6:3.7% 中3:5.4% 高3:5.3%	0%を目指す

(※1) 栄養教諭 栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有し、食に関する指導と学校給食の管理の両方を担う教員。

基本施策 8 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実

■ 施策の方向

自己指導能力とは、自己受容と自己理解を基盤に、目標達成に向けて、自発的・自律的に自らの行動を決断し、実行する力のことです。

また、児童・生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。

児童生徒が、将来の自己実現（社会的自立）に向けて、自ら課題を発見し、その解決のための自己及び周囲にとって適切な行動を自ら考え、適切な自己選択と自己決定を行いながら、様々な人々と協働し、責任をもって行動できる力を身に付けることができるよう、児童生徒の自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実を図っていきます。

■ 主な取組

(1) 学業指導（※1）の充実

- 各学校において、「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の相互作用により、児童生徒の将来の自己実現に向けた社会性及び確かな学力の育成が図られるよう、学校支援の充実に努めます。
- 一人一人の児童生徒理解に基づき、一人一人がもつ個性（よさや違い）を集団の中で生かし合い、伸ばし合うことを通じて、集団を育成し発展させることにより、児童生徒の社会性を育むことができるよう、教職員の指導力向上を図ります。
- 一人一人の児童生徒にとって「わかる授業」の確立を目指した日々の授業改善や児童生徒一人一人が学習活動に自主的かつ意欲的に取り組むための指導・援助を通じて、確かな学力を身に付けることができるよう教職員の指導力向上を図ります。



学業指導のイメージ図（「学業指導の充実に向けて」より）

「学びに向かう集団（学級）づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」が、相互に関連を図りながら将来の自己実現を目指していくことを表しています。



学業指導の充実に向けて

(2) 教育相談・支援体制の充実

- 教育相談を通じて、児童生徒が自己理解を深め、課題に気づき、改善に向けて取り組もうとするなど、児童生徒の内面の変容を図るため、児童生徒が相談しやすい体制づくりを推進します。
- 様々な不安や悩みを抱えた児童生徒に対して、多角的な視点に立った児童生徒理解に基づく支援を実施するため、教育相談に関する教職員対象の研修会を実施します。
- 臨床心理に関する専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（※2）の積極的な活用を通じて、教育相談・支援体制の充実を図ります。
- 社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカー（※3）の積極的な活用を通じて、児童生徒及び家庭への福祉的支援、児童生徒の健全育成に向けた対応の充実を図ります。

(3) 児童・生徒指導上の諸課題への対応

- 児童生徒の問題行動等への適切な対応に向け、外部専門家の活用等を通じて、校内体制を強化するなど、組織的な指導體制の構築を推進します。
- 「栃木県いじめ防止基本方針（※4）」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

■ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
「あなたの学級では、学校生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合〔全国学力・学習状況調査（文部科学省）〕	小6：36.0% 中3：35.3%	増加を目指す

- （※1） **学業指導** それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し社会性を身に付けたり、意欲的に学習に取り組んで学力を向上させたりして自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助のこと。
- （※2） **スクールカウンセラー** 児童生徒の臨床心理について専門的な知識及び経験を有し、不登校や問題行動等に関して、児童生徒の悩みや不安に対する相談や教員及び保護者に対して助言・援助等を行うことで学校の教育相談体制を支援する専門家。
- （※3） **スクールソーシャルワーカー** 社会福祉等の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
- （※4） **栃木県いじめ防止基本方針** いじめ防止対策推進法第12条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの問題への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めた本県における基本的な方針（平成26(2014)年制定 平成29(2017)年改定）。

基本施策 9 社会に参画する力を育む教育の充実

■ 施策の方向

公職選挙法の選挙権年齢が18歳以上に定められ、高等学校に在籍する生徒を含む18、19歳の若者が国や政治の重要な判断に加わることになりました。さらに、民法が改正され、令和4（2022）年度からは成年年齢が18歳以上に引き下げられます。

また、2015年の国連総会はSDGs（持続可能な開発目標）（※1）を採択し、2030年までの達成を目指しています。なお、SDGsの達成には、これまで推進してきたESD（持続可能な開発のための教育）（※2）が、重要な役割を担うと考えられています。

これらのことを踏まえ、社会を形成する一員として必要な判断力や実践力等を育み、よりよい世界の構築に向けて、主体的に社会に参画する力の育成を目指します。

■ 主な取組

(1) 社会の形成者としての資質・能力を育む教育の充実

- 全ての人々にとって公正な社会を目指して、法や政治・選挙への関心を高め、労働条件や働き方の改善、税の公平性及び社会保障の持続可能性など、公共的な事柄に関わる課題の解決に向けて主体的に探究する教育活動を推進します。
- 自立した消費生活を営むとともに、人や社会・環境に配慮した消費（※3）を行うことができるように、契約や金融などに関わる知識や実践力を育む消費者教育を充実します。
- 相互扶助の精神や自己有用感の醸成を図るとともに、社会福祉の充実や共生社会の実現に主体的に取り組もうとする意欲や態度を育むために、異世代交流やボランティア活動などの体験的な学習を推進します。
- 現実社会の課題に関わる学習の充実を図るために、副教材の活用や出前講座の実施など、専門家や関係機関と連携・協働した高校公民科「公共」（※4）の授業づくりを推進します。



とちぎ選挙高校生セミナーでのワークショップの様子

(2) 持続可能な社会の創り手を育成する教育の推進

- 小・中・高等学校の発達の段階に応じて、これまでのESDの成果を生かし、環境や資源・エネルギー、開発や平和などに関する教科等横断的な学習を一層推進するとともに、SDGsに関わる様々な課題の解決に向けて、学際的かつ総合的に探究する学習活動を推進します。
- SDGsが掲げる地球規模の課題を児童生徒が自らの問題として捉え、身近なところから取り組む学習活動を推進することにより、課題の解決に向けた意識や主体的な態度を育みます。

○ 学校と地域が共に取り組む「未来を創る高校生地域連携・協働推進事業」を通して、高校生が地域の課題解決のための活動を行うことにより、地域への愛情や誇りを育み、将来の地域の担い手を育成します。



1 貧困をなくそう	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	13 気候変動に具体的な対策を
2 飢餓をゼロに	8 働きがいも経済成長も	14 海の豊かさを守ろう
3 すべての人に健康と福祉を	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	15 陸の豊かさを守ろう
4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
5 ジェンダー平等を実現しよう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成
6 安全な水とトイレを世界中に	12 つくる責任 つかう責任	

持続可能な開発目標（SDGs）

■ 推進指標

推進指標	基準値（2018）	目標値（2025）
様々な社会問題について、生徒が自分のこととして捉え、社会参画力を育むことを目標とする教育活動を計画・実施している高等学校の割合	39.6%	85.0%

（※1）SDGs Sustainable Development Goals の略。通称「グローバル・ゴールズ」。2015年の国連サミットにおいて、全ての国連加盟国が合意した国際目標のこと。貧困や飢餓、気候変動や環境破壊など、地球規模の課題を解決するための17のゴール（目標）と、それを達成するための169のターゲット（具体的な数値や手段）から構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、2030年までの達成を目指す。

（※2）ESD Education for Sustainable Development の略。UNESCO（国際連合教育科学文化機関）が、2004年から主導機関となって推進してきた「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」のこと。なお、ESDは、SDGsの目標4に盛り込まれるとともに、全ての目標と達成の鍵と言われ、特に重要視されている。

（※3）人や社会・環境に配慮した消費 「エンカル消費（倫理的消費）」とも呼ばれる。日常の消費生活において、環境や労働に関わる人権問題、社会、地域等の持続可能性を配慮した消費行動を実践すること。

（※4）高校公民科「公共」 学習指導要領の改訂により設置された新科目。令和4（2022）年度から実施される。なお、選挙権年齢が18歳以上であることを踏まえ、原則、入学から2か年のうちに全ての高校生が履修する。

基本施策 10 キャリア教育・職業教育の充実

■ 施策の方向

生産年齢人口の減少、情報化やグローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。そのような中においては、児童生徒が学習を人生や社会と関連付けていくことが重要であることから、児童生徒の発達の段階に合わせた体験活動等を取り入れながら、キャリア教育の充実を図ります。

また、高等学校では一人一人の勤労観、職業観を確立させるため、地域や産業界等と連携したインターンシップ等の職業体験活動の機会の充実を推進し、特別支援学校では、児童生徒一人一人の生涯にわたる自立と社会参加を見据え、職業教育における個に応じた指導の充実と、きめ細かな就労支援の推進を図ります。

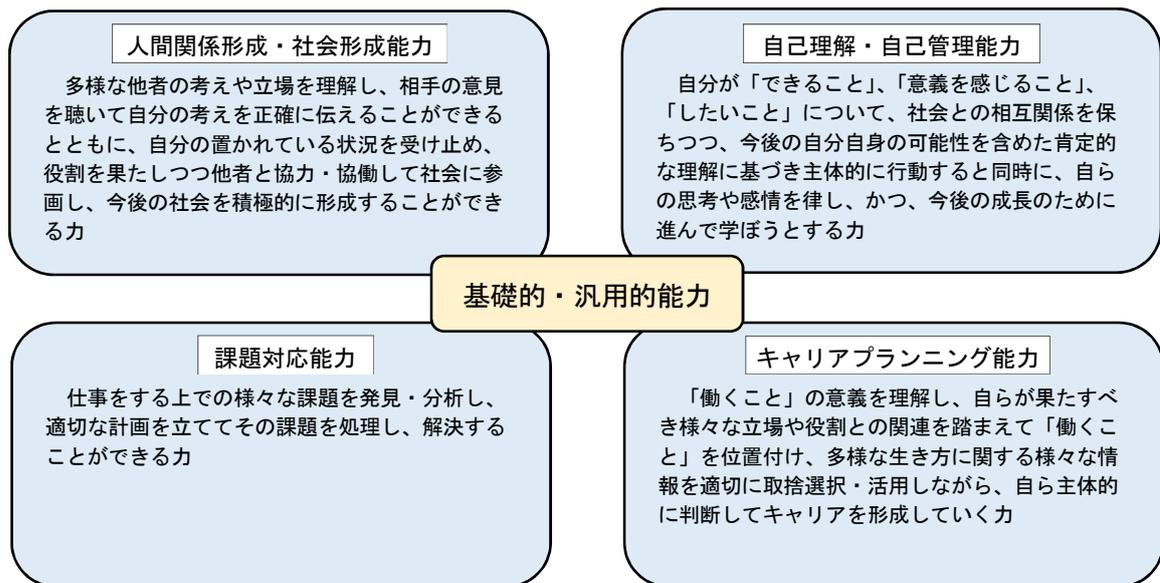
■ 主な取組

(1) キャリア教育の充実

- 小学校段階では、様々な教育活動の中で、身近な人や地域と関わる体験活動を行ったり、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通したりしながら、自己や他者への関心を高め、夢や目標を持てるようにします。
- 中学校段階では、現在及び将来の学習と自己実現のつながりを考えたり、学ぶことと働くこととの意義を意識して学習の見通しを立てたり振り返ったりする機会を設けるとともに、生き方や進路について現実的に考えさせ、社会における自分の役割や責任について自覚できるようにします。
- 高等学校段階では、様々な役割や期待に応えながら円滑な人間関係を形成するとともに、自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるようにします。また、とちぎの高校生「じぶん未来学」(※1)など、自らのライフプランや、親・家族・家庭等の意義や役割、家族・家庭における豊かな人間関係の在り方についての学習等を通して、仕事と生活が調和した豊かな人生を描けるようにします。
- 児童生徒が、それぞれの発達の段階における学びを自分自身で整理し、更に小・中・高等学校の各段階を通した学びのつながりを意識することができるよう、「キャリア・パスポート」(※2)の活用を促進します。
- 児童生徒が、それぞれの発達の段階における多様な学びの中において、具体的な目標を立て、それらの目標を「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力に照らし合わせながら、一人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成を図ります。



『『キャリア・パスポート』の導入に向けて』
(栃木県教育委員会)



「高等学校キャリア教育の手引き」(2011 文部科学省) より

(2) 職業教育の充実

- 生徒一人一人の勤労観、職業観を育成するため、小学校段階での職場見学や中学校段階での職場体験活動等を踏まえて、高等学校段階では、地域や産業界、大学等の専門機関等と連携して就業体験活動の機会を設けることを推進します。
- 教員を企業や研究機関等へ派遣し、最先端の施設・設備に触れる機会を設けたり、職業教育に必要な知識や技術を習得させたりするなど、教員の資質及び指導力の向上を図ります。
- 特別支援学校では、社会的・職業的自立に向けて必要な力を着実に育成するため、個に応じた実践的な指導の一層の充実を図るとともに、福祉・労働等の関係機関と連携したきめ細かな就労支援を推進します。



高校生の就業体験活動

■ 推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
生徒一人一人が主体的に学ぶ体験活動を取り入れたキャリア教育を推進している高等学校の数	57.6%	100%

- (※1) とちぎの高校生「じぶん未来学」 高校生が、親・家族・家庭等の意義や役割、地域の人間関係など地域社会について主体的に学ぶことにより、次世代を育成し、地域への愛着や定住意識の醸成を図るとともに、地域を支え守る気持ちを育むためのプログラムであり、平成28(2016)年度から全県立高校で実施している。
- (※2) キャリア・パスポート 児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ(学習や活動の内容を記録し、蓄積したもの。)

基本施策 11 ふるさとの自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会の充実

■ 施策の方向

グローバル化が進展する中で、子どもたちが主体性をもって生きていくには、国際感覚を磨き、国際的視野に立ちながら、郷土や我が国の伝統・文化等を尊重し、それらを育んできた郷土や我が国を愛するとともに、他国の異なる文化を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが大切です。

そのため、郷土や我が国の自然・歴史・伝統・文化等を学ぶ機会について、学校教育においては、地域社会と連携・協働しながら、各学校の特色を生かした教科等横断的な視点で充実を図ります。社会教育においても、様々な体験や人との交流を通じて充実を図っていきます。

また、現在まで大切に守り伝えられてきた地域の文化財を次の世代に確実に継承するため、その価値を明らかにするとともに、県民が文化財に触れ、親しみ、理解を深めることにより、ふるさとへの愛情と誇りをもてるよう、積極的な活用を図っていきます。

■ 主な取組

(1) ふるさととちぎを学ぶ機会の充実

- 小・中学校段階では、地域の人々の協力を得て地域の素材や学習環境を活用し、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図ることにより、各教科や総合的な学習の時間等において、ふるさと（地域、市町、県）の自然・歴史・伝統・文化等について理解を深める「とちぎふるさと学習」を推進し、ふるさとへの愛情を涵養します。
- 高等学校段階では、各教科や総合的な探究の時間等において、地域の素材や地域の学習環境を積極的に活用したり、生徒が地域の一員として地域の人々と共に活動したりすることなどにより、ふるさとについて理解を深める学習を推進し、ふるさとへの愛情及びふるさとの一員としての自覚などを養います。
- 学校と地域が連携・協働しながら、保護者や地域住民等の人材及び博物館や資料館などの施設、文化財、伝統行事など地域の様々な教育資源を活用し、子どもたちが地域の自然・歴史・伝統・文化等について学んだり、行事に参加したり、伝統芸能を体験したりすることができるよう、多様な教育活動の推進を図ります。



とちぎふるさと学習のホームページ



地域の教育資源を活用した教育活動
(地域の保存会による伝統芸能の伝承)

(2) 伝統や文化に関する教育の充実

- 各学校の特色を生かした教育課程の編成を図り、各教科等における学習や文化部活動等の特質を生かしながら、伝統や文化について理解する学習を推進し、それらを育んできた郷土や我が国への愛情を涵養します。また、他国の異なる文化についても理解し、尊重する態度を育みます。
- 博物館、美術館、文書館、埋蔵文化財センターなどの施設を活用したり、専門家や関係者と連携したりすることにより、伝統や文化に関する学習の充実に資するよう努めるとともに、文化財の価値や活用の仕方などを理解させることを通して、文化財を尊重する態度を養います。
- 音楽や演劇、伝統芸能の公演等を関係機関や専門家と連携しながら実施し、鑑賞することや体験活動等を通して、多様な伝統や文化に触れる機会の充実に努めます。



埋蔵文化財センター出前授業



埋蔵文化財センター施設見学

(3) 文化財の保存と文化財に触れ親しむ機会の充実

- 未指定を含む県内の文化財について、所在や価値等を把握するため調査・研究を実施するとともに、文化財の指定等により適切に保存します。
- 県民が文化財の価値や魅力を実感できるよう、文化財を活用した学習機会の提供や公開等を行い、文化財に触れ親しむ機会の充実に努めます。
- SNSやホームページ、各種のイベントや講座等を活用して文化財の情報を積極的に発信し、県民の文化財への理解促進を図ります。
- 市町や関係機関等と連携・協力しながら文化財を活用する取組を進め、学校教育や生涯学習のほか、まちづくりや観光振興にも寄与します。



フェイスブック「体感!!とちぎの文化財」



「とちぎいにしへの回廊」
ホームページ



■ 推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
フェイスブック「体感!!とちぎの文化財」ページのコンテンツを見たユーザー数 (累計)	1,200,939 件	3,511,000 件

基本施策 12 より高度な世界・広い世界に触れる機会の充実

■施策の方向

社会が急激に国際化・情報化するに伴い、現代社会における諸課題も高度化・複雑化しています。これらに対応するために、他者と協働する力、最先端の知識・技能、国際的な視野及びチャレンジ精神を兼ね備えた人材の育成が必要とされています。

そのため、児童生徒の興味や関心を広げ、学ぶ意欲を高めるとともに、自分の未来を描ききっかけとするため、小・中学校段階から様々な分野において、専門性の高い技術等に触れる学習機会の提供を図ります。

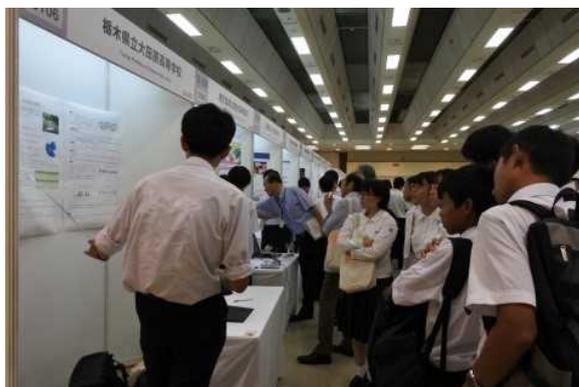
高等学校においては、大学をはじめとした研究機関等と連携して高度な学びの機会を提供し、学問への理解を深める教育や、地域や産業界等と連携して実践的・体験的な学習活動を充実させ、地域産業を担う人材を育成する教育の充実を図ります。

また、留学支援や、世界で活躍する人物や海外経験のある生徒の経験を共有する場の充実に図り、グローバル社会において必要とされる資質能力の育成を目指します。

■主な取組

(1) 高度な学びの機会の充実

- 子どもたちが未来を描き、意欲的に学ぶことができるよう、「とちぎ子どもの未来創造大学」など、県内の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、専門性の高い「本物」に触れる学習機会の提供を図ります。
- 高校生が大学や研究機関等において高度な教育・研究に触れることにより、自ら学ぶ意欲を高め、高等学校における日頃の学びの価値を再認識するとともに、主体的に進路選択が行えるよう、魅力ある学校づくりを推進します。
- 大学や研究機関等の連携を通じて、日々進展する最先端の技術等に関する知見を教員が習得し、授業に活用するなど、教員の資質向上を図ります。



スーパーサイエンスハイスクール（SSH）の取組



科学の甲子園 栃木県大会の取組

(2) 産学官連携による産業教育の充実

- 企業における最先端の技術に触れる機会や、各産業分野の専門家から高度な知識・技術を学ぶ機会を提供する「キャリア形成支援事業」を推進します。
- 生徒が企業から技術指導等を受ける「高校生未来の職業人育成事業」を支援し、地域における実践的・体験的な活動の充実を図ります。
- 専門学科等が行う各種研究発表大会等に向け、企業等と連携した研究や商品開発、大学等との共同研究について支援します。
- 新たな時代に即した産業教育の振興と、専門高校における特色や魅力的な教育内容、生徒の高度な学びの成果を広く発表する機会として、本県で全国産業教育フェアを開催します。
- 産業教育に必要な実務における知識・技術の習得や、企業活動等についての理解を深めるため、教員を企業や大学等へ派遣し、各学科における専門性の高い教員を育成します。



地元自治体・企業等と連携・協働した取組

(3) 国際的視野やチャレンジ精神の涵養

- 高等学校段階においては、外国語指導助手（ALT）を活用することによって、英語によるディベートやプレゼンテーション等の高度な言語活動を充実させることにより、グローバル社会において、様々な価値観や考えを持つ人々と議論する力や、自らの意見を世界に向けて発信する力等の育成を図ります。
- 高校生の長期・短期の海外留学を支援することにより、未知の世界へ挑戦するチャレンジ精神や様々な価値観を認め合い多様性を受容できる力の育成を推進します。
- 世界を視野に入れて活躍する人物を講師とする講演会や、県内高校生の留学経験者等による報告会などを開催する取組を通して、広い世界に対する見識を深めるとともに、国際的な視野から物事を考える力の育成を図ります。



外国語指導助手を活用した授業風景

■ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
留学や海外とのオンラインを通じた交流や研修等を実施した高等学校の割合	33.9%	65.0%

基本施策 13 県民一人一人の生涯学習への支援

■施策の方向

社会の変化に対応しながら、健康で生きがいのある生活を送るためには、私たち一人一人が生涯にわたって自ら学習し、自己実現を図るとともに、他者と連携・協働しながら主体的に社会に参画していくことが求められています。

そのため、「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」において、「学び、つながり、活躍できる人づくり」を基本目標とし、生涯学習を推進する基盤づくりに取り組むとともに、生涯にわたる学びの機会の充実や学びを生かした地域づくりの促進等に取り組み、県民一人一人の生涯学習活動の支援に努めていきます。

■主な取組

(1) 生涯学習推進の基盤づくり

- 生涯学習の内容は多岐にわたることから、県生涯学習推進本部において、部局横断的に各生涯学習関連施策を推進するとともに、市町や関係機関、各団体等との連携強化を図り、県民の生涯学習活動等を促進します。
- 新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式に対応するとともに、障害者や高齢者等の学びの機会が広がるよう、市町や関係団体等と連携するなど、これまでの対面式の講座提供に加え、ICTを活用したオンライン講座の実施等、誰もが、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習できるよう、県民の生涯学習を促進する環境づくりを進めます。
- 生涯学習活動を推進するには、学習機会の提供や学びへのきっかけづくり、多様な主体との連携・協働等を行うコーディネート機能が重要であり、「学びのオーガナイザー」としての役割を担う社会教育主事（※1）の養成や資質向上を図るほか、学校と地域を結ぶ役割を担う社会教育主事有資格者等の地域連携教員（※2）の活動を支援するため、研修等による資質向上等に取り組みます。
- 公民館や図書館、青少年教育施設等の社会教育施設など、県民の生涯学習活動の拠点となる施設においては、その機能を生かした学習機会の充実を図るとともに、県民が学んだ成果を生かして交流する場となるよう努めます。
- 栃木県みかも山公園内に、PFI方式（※3）により整備・運営する新青少年教育施設について、関係機関との調整等を図りながら、令和6（2024）年4月の開所に向け、着実に取組を進めます。また、県立美術館、図書館等に係る将来構想の策定について、関係部局とともに取り組みます。

(2) 生涯にわたる学びの機会の充実

- 世界トップレベルの長寿社会においては、人生を通して学び、複数のキャリアを持ち、多様な人生を歩む、いわゆるマルチステージの人生に移行していくことが必要と考えられており、

全ての県民が生涯にわたって生き生きと充実した生活を送り活躍できるよう、リカレント教育などライフステージに応じた多様な学習機会の提供に努めます。

- 誰もが学べる生涯学習社会の実現に向け、障害者の生涯学習を推進するため、障害の特性や合理的配慮についての学びを通じて障害者や障害への理解を促進するとともに、障害者の学習機会の充実に向けた環境づくりを進めます。
- 「とちぎ子どもの未来創造大学」など、様々な分野における体験学習活動の充実を図り、自己肯定感や主体性、協調性、積極性等、子どもが将来を描き未来を切り拓く力を育む学習を推進します。



とちぎ子どもの未来創造大学
(医師・看護師の模擬体験)

(3) 学びを生かした地域づくりの促進

- 地域づくりの要となる地域コーディネーター(※4)の養成や資質向上に努めるとともに、効果的な活動の情報提供等を行い、主体的に地域で活動する人材の育成に取り組みます。
- 中・高校生等のボランティア活動等への参画を促すため、自然体験活動や交流等を通じて社会貢献活動への興味・関心を養い、積極的に地域づくりに参画する青少年の育成を図ります。
- 「地域課題解決型学習プログラム」等を活用し、地域住民が協働して地域課題の解決に向けて行う取組を支援します。
- 市町や関係機関、団体等と連携し、地域住民が学習成果を活用し、活動できる機会の創出を促進するとともに、とちぎレインボーネット(※5)等による情報発信等を行います。



地域コーディネーター養成研修



地域課題解決型学習プログラム
(地域元気プログラム)

■ 推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
とちぎ県民カレッジ年間受講者数 (累計)	74,229 人	420,000 人

- (※1) **社会教育主事** 社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を行う専門的教育職員。社会教育法に規定された資格を有する者が、教育委員会の発令を受けて社会教育主事となる。
- (※2) **地域連携教員** 学校と地域の連携を推進する窓口となる教員。地域の教育資源を生かした教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的として、本県の指針を定め平成 26(2014)年度から県内全ての公立学校に設置。
- (※3) **PFI方式** 民間資金等活用事業(Private Finance Initiative)。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
- (※4) **地域コーディネーター** 学校と地域が連携して行う様々な活動や人々をつなぐ役割を果たす者。地域や学校の情報収集、関係者等のつながりづくり、連携活動に関する計画等の作成、地域や学校への情報発信などを行う。
- (※5) **とちぎレインボーネット** インターネットを通じて県民一人一人が自分に最も適した学習機会を選択できるよう、学習に関する様々な情報をデータベース化した生涯学習情報提供システム。

基本施策 14 いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツの推進

■施策の方向

本県の競技スポーツ選手がオリンピック・パラリンピックなどの国際大会や国内大会で活躍する姿は、多くの県民に感動や希望を与え、子どもたちに大きな夢を与えます。また、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会等の大規模大会の開催は、人と人との絆を深め、地域の活性化につながります。

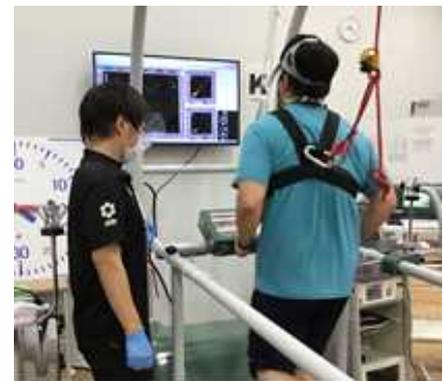
本県では、令和4(2022)年に開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」・第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」(以下「両大会」という。)を好機と捉え、選手の発掘・育成・強化など競技力の向上を図るとともに、スポーツ環境の整備を進めます。

さらに、全国大会等の大規模大会の招致やスポーツ関係団体と連携したスポーツイベントの充実等により、両大会の開催による有形・無形のレガシー(遺産)を継承することで、「する」「みる」「ささえる」といったスポーツと関わる多様な機会の充実を図り、「スポーツで人生を豊かにする“とちぎ”」の実現を目指します。

■主な取組

(1) 本県選手の競技力の向上

- ジュニア期からトップアスリートまで、一貫した指導理念の下、発掘・育成する体制の構築を目指すとともに、トップアスリートの強化と、その活動を支援します。
- とちぎスポーツ医科学センターと連携し、スポーツ医・科学分野のサポートの充実に努め、効率的・効果的な強化事業の実施を目指します。
- スポーツ活動における暴力・ハラスメントの根絶、県内競技団体の組織体制の強化とコンプライアンスの徹底など、クリーンでフェアなスポーツの推進に取り組み、スポーツの価値の一層の向上を目指します。



とちぎスポーツ医科学センター

(2) 大会の開催によるレガシー（遺産）の継承

- 両大会終了後も、大規模大会や国際大会を招致することなどにより、大会によって高まった県民のスポーツへの関心を本県におけるスポーツの更なる振興につなげます。
- スポーツ関係団体と連携し、両大会を契機に整備された施設等を活用したスポーツイベント等の開催等により、県民のスポーツ参加機会の充実に努めます。
- 両大会において、各市町で開催された競技種目等が地域に根差したスポーツとなるよう、市町やスポーツ関係団体等との連携を図り、地域スポーツの推進に努めます。
- 両大会の開催に関わったスポーツボランティア等が、その後もスポーツイベントの運営に携わることができるよう、市町やスポーツ関係団体と連携し、参加機会の充実に努めます。



カンセキスタジアムとちぎ（栃木県総合運動公園陸上競技場）

■ 推進指標

推進指標	基準値（2020）	目標値（2025）
国民体育大会での天皇杯・皇后杯の順位	(2019) 天皇杯 18位 皇后杯 26位	2022年は天皇杯・皇后杯を獲得し、その後も19位以内を維持する
成人の週1日以上スポーツ活動実施率 〔栃木県政世論調査〕	53.5%	65%（国の目標）

基本施策 15 学校教育の情報化の推進

■ 施策の方向

学習指導要領（平成 29・30 年告示）において、「情報活用能力」（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力の一つとして初めて規定されました。

また、GIGAスクール構想による、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備によって、これまでの学校教育の実践とICTや先端技術を効果的に組み合わせ、新しい時代の学校教育を実現する必要があります。

児童生徒の「情報活用能力」の育成を図る手段としてICTを活用することは有効であるため、ICTを活用するために必要な学校のコンピュータや情報通信ネットワークなどの環境を整えるとともに、これらを適切に活用した学習活動の充実を図れるよう教員のICT活用指導力の向上に努め、多様な子供たちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びの実現を目指します。

■ 主な取組

(1) 教員のICT活用指導力の向上

- 各教科等の指導におけるICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育みます。
- 児童生徒の学習活動の質を高めるため、発達の段階に応じて、段階的にICTを活用しつつ、対面指導と遠隔・オンライン教育（※1）を融合した授業づくりを推進します。
- 遠隔・オンライン教育を含めICTを活用した効果的な指導ができるよう、教員向け研修の充実を図ります。



ICT活用研修
（オンライン会議システム「Zoom」の使い方）

(2) 情報モラル教育の充実

- 各学校における児童生徒及び教職員を対象にしたインターネットの適切な利用に関する研修会の開催を支援します。
- 児童生徒、保護者及び教職員向けのリーフレット等の活用を通じて、ネットトラブルの未然防止に向けた啓発活動を推進します。
- 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、学校の教育活動全体で情報モラルに関する指導の充実が図れるよう、教員の指導力向上に努めます。



情報モラル指導資料
「ネットトラブル事例とその予防」

(3) ICT環境の充実

- 児童生徒の学びを保障できるよう、ハード・ソフト・人材を一体としたICT環境の整備を推進します。
- ICT等を活用した家庭学習、地域社会の専門機関等と連携した遠隔・オンライン教育等が実施できる環境を整えます。
- 感染症や自然災害等により児童生徒が登校できない場合においても、ICTを活用した学びの保障に努めます。
- 県立学校の教職員に対して日常的なICT活用をサポートするICT支援員を配置します。



ICTを活用した授業

■ 推進指標

推進指標	基準値 (2019)	目標値 (2025)
ICT活用指導力チェックリストの「授業にICTを活用して指導する能力」に関する設問において、「できる」もしくは「ややできると」と回答した教員の割合 〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)〕	72.0%	100% (2022年度までに90%以上)

(※1) **遠隔・オンライン教育** 遠隔システムを用いて、同時双方向で学校同士をつないだ合同授業の実施や、専門家等の活用など行う教育。また、授業の一部や家庭学習等において学びをより効果的にする動画等の素材を活用した教育。

基本施策 16 教員の資質・能力の向上

■施策の方向

学校が取り組むべき今日的な課題は、年々高度化・複雑化しており、状況に応じた組織的な対応が求められています。一方で、教員の大量退職時代を迎え、学校で指導的立場を担うベテラン教員の退職、採用者数の増加に伴い、ミドルリーダーの育成や若手教員の資質・能力の向上が、総合的かつ組織的に取り組むべき喫緊の課題となっています。

そのため、教員の養成・採用・研修に一体的に取り組むことにより、教員一人一人の自覚、使命感の高揚と資質・能力の向上に努めていきます。

■主な取組

(1) 養成・採用・研修の一体的な取組の推進

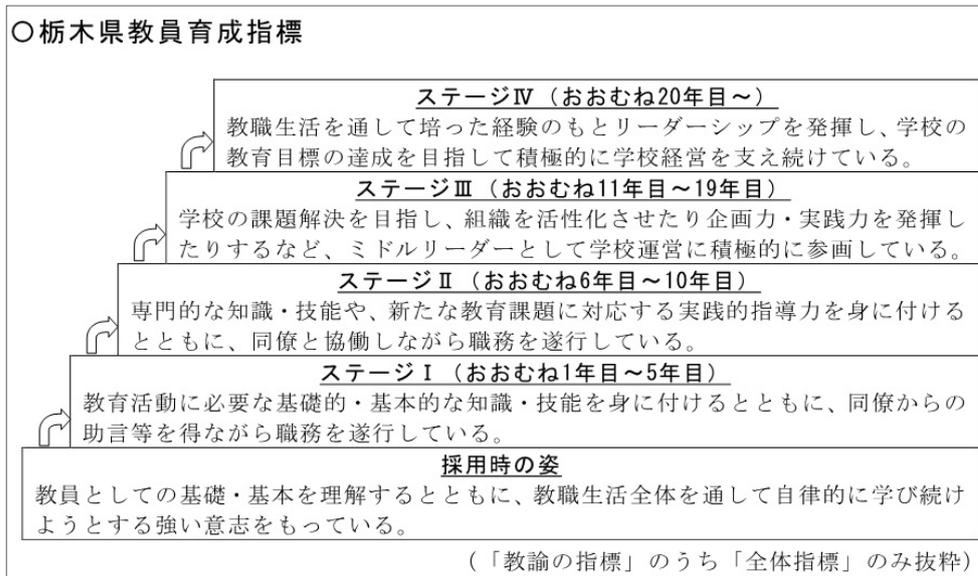
- 教員を養成する大学や教育関係機関等と連携し、「とちぎの求める教師像」の実現を目指して、養成・採用・研修の一体的な取組を推進します。
- 教職5年以内の教諭や講師、教員を目指している学生を対象にした「とちぎの教育未来塾」を実施し、教員としての基礎的な事柄の理解を図るとともに、教職に対する情熱や使命感を培います。
- 関東・東北圏の大学生を対象に教員採用試験の説明会を実施するなど、大学との連携を更に強化し、教員を目指す優秀な人材の確保に努めます。
- 教員の採用に当たっては、人物重視の観点から、面接内容の更なる改善・充実に努めるとともに、今日的なニーズを踏まえ、特別選考の改善を図るなど、本県独自の採用についてより一層の工夫改善に取り組みます。
- 大学院派遣や内地留学生派遣を通して、各地区・学校における指導的立場として活躍する教員や各教科・領域における専門性の高い教員の育成に努めます。

とちぎの求める教師像

～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～
人間性豊かで信頼される教師
幅広い視野と確かな指導力をもった教師
教育的愛情と使命感をもった教師

(2) 教員のキャリアステージに応じた研修の充実

- 「栃木県教員育成指標（※1）」に基づき、教職経験年数に応じた研修の更なる充実を図り、教員の実践的指導力やマネジメント力の向上に努めます。
- 栃木県教員育成協議会（※2）の議論等を踏まえながら、「栃木県教員研修計画（※3）」を毎年度見直し、常に研修の改善・充実に努めます。
- 教員が教職生活全体を見通して学び続けることができるよう、教科指導や教育相談、特別支援教育に関する専門的知識・技術等、キャリアステージに応じて求められる専門性を高めるための研修の充実に努めます。
- 授業研究、危機管理、ICT活用等、学校のニーズに対応した校内研修の支援を行い、教員の指導力、学校の組織力の向上に努めます。
- 本県の実情を踏まえて、当面する教育課題を的確に捉え、学校の指導に役立つ調査研究を行い、その成果を研修等で活用し、教員の資質・能力の向上に努めます。



栃木県教員育成指標の掲載場所
（栃木県総合教育センターWebサイト「教職員研修」のページ）

■ 推進指標

推進指標	基準値（2019）	目標値（2025）
県総合教育センターが実施した研修について「自身のキャリアステージに応じた資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合〔受講者振り返りシート〕	79.2% （※4）	毎年度80%を上回る

（※1）栃木県教員育成指標、（※2）栃木県教員育成協議会、（※3）栃木県教員研修計画 平成28(2016)年に教育公務員特例法の一部が改正され、公立の小中学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定、指標を踏まえた研修計画の策定及び指標の策定、校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会の設置が義務付けられた。本県においては、平成29(2017)年4月に栃木県教員育成協議会を設置し、そこでの協議を踏まえて、平成30(2018)年3月に栃木県教員育成指標及び栃木県教員研修計画を策定した。

（※4）県総合教育センターが実施した研修について「今後の職務に生かせる」「自身の資質・能力の向上に役立つ」と回答した教員の割合。

基本施策 17 学校運営体制の充実

■ 施策の方向

現在、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く課題は、より複雑化・困難化しています。また、子どもたちが予測困難な未来を主体的に生き、社会の形成に参画する上で必要となる資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められており、新たに指導すべき内容、取り組むべき課題等も生まれています。

教員が心身の健康を保ちながら、様々な課題に的確に対応しつつ、子どもたちに将来必要となる資質・能力を確実に身に付けさせていくためには、限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を十分に確保する必要があります。

そこで、教員が本来担うべき業務に専念できるよう、学校における働き方改革を推進するとともに、きめ細かな指導を可能とする指導体制の充実に努めます。

さらに、教職員の保健管理の充実に努め、全ての教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、教育の質を高めていけるよう支援していきます。

■ 主な取組

(1) 学校の指導体制の充実

- 義務教育全学年における 35 人以下学級を推進する「いきいきプロジェクト（※1）」及び非常勤講師配置による少人数指導の環境づくりを推進する「スマイルプロジェクト（※2）」の成果と課題を踏まえ、引き続き、きめ細かな指導ができる体制の充実に努めます。
- 教育委員会、学校と関係機関等との円滑な連携に向け、情報共有体制の構築に努めるとともに、互いに協働して取り組む活動を推進します。

(2) 学校における働き方改革の推進

- 教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、「学校における働き方改革推進プラン」に基づく取組を一層推進し、市町教育委員会等と連携して、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校運営体制の整備や意識改革に取り組みます。
- 時間外労働時間の上限を遵守するため、抜本的な業務削減や業務の簡素化・効率化に取り組み、時間外労働の削減を図ります。
- 勤務管理システムの導入により、勤務時間を客観的に把握し、時間外労働を含む勤務時間管理に取り組みます。
- 時間外労働の削減のために、調査・会議・研修・部活動等の見直し、ICTの特性を活用した業務改善の推進、外部人材の適材適所の活用等に取り組みます。

- 統合型校務支援システムの導入により、校務の情報化、業務の効率化を進め、教員の業務負担の軽減や業務の質的転換を図り、教員が子どもと向き合う時間の確保に取り組みます。
- 長時間勤務等に伴う疲労蓄積による健康障害を防止するため、産業医等による面接指導等を実施します。



栃木県教育委員会Webサイト
「学校における働き方改革の推進について」

(3) 教職員の保健管理の充実

- 教職員が心身共に健康な状態で子どもたちの教育に従事できるよう、健康診断の実施、要精検と判定された者への精検受診の勧奨、健康の保持増進のための啓発等を行うとともに、メンタルヘルズ講座やストレスチェック事業等を実施し、きめ細かなメンタルヘルズ対策に取り組みます。

■ 推進指標

推進指標	基準値 (2020)	目標値 (2025)
少人数学級及び少人数指導の成果として、きめ細かな指導につながった旨の回答をした小・中・義務教育学校の割合〔少人数学級実施状況調査、少人数指導の実態に関する調査〕	少人数学級 (2019) 94.9% 少人数指導 97.7%	毎年度 95%を 上回る
「業務改善により、教材研究や授業準備、児童・生徒指導に充てる時間が増加した」と回答した公立学校教員の割合〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕	(2019) 24.3%	50%以上
公立学校教員の1か月当たりの時間外勤務時間 (在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた各月の合計時間の平均)〔「学校における働き方改革推進プラン」に基づく実態調査〕	(2019) 49.5 時間	45 時間以下

- (※1) **いきいきプロジェクト** 学級規模を小さくすることで、積極的な児童・生徒指導や個に応じた学習指導等、よりきめ細かな指導ができる環境の実現を目指す取組。
- (※2) **スマイルプロジェクト** 指導困難な状況にある学級・学校に非常勤講師を配置し、全ての子どもたちが安心して学べる環境の実現を目指す取組。

基本施策 18 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

■施策の方向

次代を担う子どもたちには、変化の激しい時代に対応するため、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら課題を解決する力が求められています。このような力は学校だけで育まれるものではなく、家庭における教育はもちろんのこと、地域の多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれていきます。

社会全体で子どもたちを育てる取組は、大人の学びや地域の活性化にもつながることから、今後は、学校と地域が連携・協働するための体制整備を支援するとともに、子どもの生きる力を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指す「ふれあい学習（※1）」の取組の充実を図ります。

■主な取組

(1) 「ふれあい学習」の推進

- 「ふれあい学習」の現状の把握や評価を基に、全県的な推進方策を企画し、各市町や公民館、関係団体等へ情報・資料提供等を行い、取組の充実を図ります。
- 幅広い地域住民や企業・団体等のネットワークづくりを支援し、各地域で実施される「ふれあい学習」の取組に、より多くの人々の参画を促します。
- 子どもとの関わりの中で、ともに大人も学び合い育ち合う活動の充実に向けて、地域の様々な教育活動に携わる関係者の資質の向上を図るための研修を充実させます。

(2) 学校と地域の連携・協働の推進

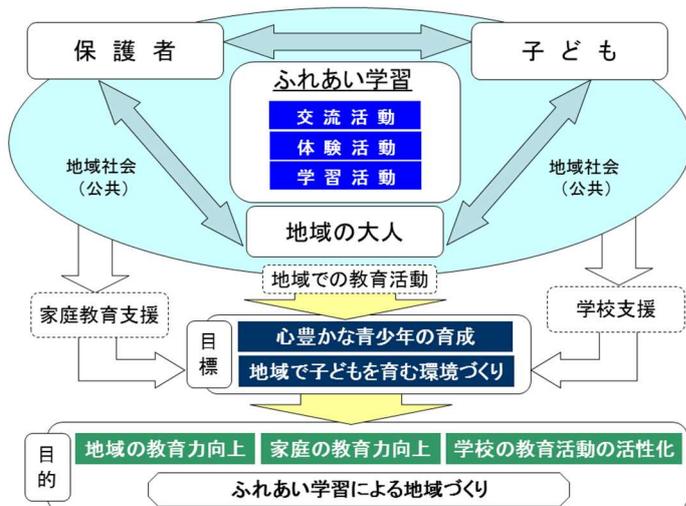
- 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、「地域とともにある学校(※2)」づくり及び、地域学校協働本部(※3)等の学校を支える地域の組織体制整備を支援します。
- 学校と地域の総合的な調整を担う地域コーディネーターや地域学校協働活動推進員(※4)の養成に努めるとともに、活動の充実につながる情報提供等の支援を行います。
- 学校と地域が連携・協働した活動を効果的・効率的に推進するため、地域連携教員をはじめ、教員を対象とした研修及び情報の提供を行います。

(3) 家庭教育への支援

- 家庭教育支援プログラム等を活用した家庭教育に関する学習の機会を市町と連携して提供するため、家庭教育支援プログラム指導者研修を実施し、指導者の養成を図ります。
- 家庭教育を支援するための学習活動や相談活動を行う家庭教育オピニオンリーダーを養成し、子育て中の保護者に対する支援を行います。

- とちぎの高校生「じぶん未来学」など、高等学校段階において、生徒が親の役割や家族・家庭における豊かな人間関係の在り方等を主体的に学ぶ機会の充実を図ります。
- 子育てや家庭教育に悩みや不安を持つ保護者や、いじめなどの問題を抱えている子どもが、いつでも相談できる体制を整えます。
- 幼児期の子どもをもつ保護者への支援に向けて、各園が、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ積極的に子育ての支援事業を実施できるよう、教職員対象の研修の充実を図るとともに、保護者対象に講演会や広報誌で幼児教育に関する情報を提供します。

【ふれあい学習の概念図】



地域の方と一緒に活動する子どもたち

■ 推進指標

推進指標	基準値 (2020)	目標値 (2025)
小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率(※5)〔コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査(文部科学省)〕	65.0%	80%を上回る

- (※1) **ふれあい学習** 学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」を育みながら、家庭と地域の教育力の向上を目指して行う、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動。平成13(2001)年度から推進している。
- (※2) **地域とともにある学校** 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む学校。「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(2015中央教育審議会)において推進の必要性が示された。「地域とともにある学校」づくりを進める有効な仕組みとして、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置がある。
- (※3) **地域学校協働本部** 多くの地域住民、団体等が参画し、それぞれがつながりを持ちながら、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動を行う体制。
- (※4) **地域学校協働活動推進員** 社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う者。
- (※5) **地域学校協働本部カバー率** 地域学校協働本部を設置している学校の割合。一つの本部が複数の学校を包含している場合がある。

基本施策 19 魅力ある県立高校づくりの推進

■施策の方向

社会が急速に変化を続け、将来の予測が困難な時代において、高等学校においては、主体的に社会に参画し、多様な人々と協働しながら、幅広い視野と柔軟な発想で新たな価値を創造し、持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが求められています。

各学校では、地域における自校の役割を踏まえ、育成すべき生徒の姿や資質・能力を明確にし、その実現のため、地域との協働の下、社会に開かれた教育課程や探究的な学習活動、特別活動等を創意工夫し、特色ある教育活動を進めます。

また、引き続き、国の教育改革の動向や社会のニーズを見極めながら、新たな教育システムや国、県の支援事業の導入等により、今後とも時代や社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを進めます。

■主な取組

- 各学校では、どのような生徒を育成し、どのような資質・能力を身に付けさせるのかという目標を明確にし、その目標の実現に努めます。

- 学校内外の教育資源を積極的に活用するなどして、地域の特性を生かした教育課程を編成し、地域との連携・協働を進めるとともに、地域課題解決学習など探究的な学習や学校行事の創意工夫、部活動の活性化等により、各学校の特色づくりをより一層推進します。



「ゆずも学」(茂木高等学校)

- コミュニティ・スクール(※1)の導入により、地域との連携・協働を深め、学校運営を充実させるとともに、地域を支える人材を育成し、地域の期待に応える学校づくりを進めます。
- 「学力向上に向けた指導体制モデル事業」など、本県の教育力向上のための事業を積極的に展開し、生徒一人一人の資質・能力の伸長に努め、魅力ある学校づくりを推進します。
- 生徒の多様な学習ニーズに対応する単位制の導入や、小規模化した学校の統合による活力の向上など、平成30(2018)年度から5年間の計画期間とする第二期県立高等学校再編計画(※2)を着実に推進し、引き続き、魅力と活力ある学校づくりに努めます。

(※1) コミュニティ・スクール 教育委員会の指定により「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校運営や学校の課題に対して広く保護者や地域住民が参画できる。

(※2) 第二期県立高等学校再編計画 平成30(2018)年度から5年間の県立高校再編の基本的な考え方や具体的な実行計画を示した計画。平成29(2017)年11月策定。

基本施策 20 学校施設・設備の整備

■ 施策の方向

県立学校における校舎・体育館等の施設や職業系高校の実験実習用機器等の産業教育設備については、児童生徒等の安全・安心な学習環境を確保するため、計画的な改修や更新等を行っていきます。

公立小・中・義務教育学校の施設についても、児童生徒の安全・安心な学習環境を確保するため、市町に対して積極的な取組を働きかけ、施設の整備を促進していきます。

■ 主な取組

(1) 県立学校施設・設備の整備

- 県立学校施設の整備については、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき、中長期的な観点から計画的・予防的な改修工事を実施するとともに、学校の実情に即した施設の改修等を行っていきます。
- 職業系高校の実情に即し、計画的に実験実習用機器等の整備を進めます。



「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき改修を実施した校舎

(2) 公立小・中・義務教育学校施設の整備促進

- 公立小・中・義務教育学校施設の整備については、従来の改築・改修等に加え、より効果的かつ効率的な長寿命化による改修を促進します。

参考資料

次期栃木県教育振興基本計画策定要綱

(趣旨)

第1条 本県教育の現状と課題を踏まえ、中長期的展望に立った課題等の解決に向け、必要な施策の基本方向と内容を明らかにすることを目的として、次期栃木県教育振興基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定する。

(位置付け)

第2条 基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて定める、本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付ける。

(計画期間)

第3条 基本計画の計画期間は、おおむね10年後（2031年）に予想される社会の変化等を見据えた上で、2021年度を初年度とし、2025年度を目標年次とする5か年計画とする。

(策定体制)

第4条 策定は、次により行う。

- (1) 基本計画は、栃木県教育委員会が定める。
- (2) 栃木県教育委員会事務局内に策定委員会を設置し、ワーキンググループとして検討部会を設置する。
- (3) 策定に当たって、広く各界からの意見を聴取するため、次期栃木県教育振興基本計画懇談会を設置する。なお、懇談会設置に必要な事項は別に定める。
- (4) 策定に関する事務は、栃木県教育委員会事務局総務課が行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、基本計画策定に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31(2019)年4月2日から適用する。

次期栃木県教育振興基本計画懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 次期栃木県教育振興基本計画策定要綱第4条に基づき、次期栃木県教育振興基本計画懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会の委員は、おおむね20名とし、次の各号に掲げる者のうちから、栃木県教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係機関、団体関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 産業経済界関係者
- (5) 公募委員

(任期)

第3条 懇談会委員の任期は、任命の日から2021年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、必要に応じて教育長が招集する。

- 2 委員長は、懇談会の議長となる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、栃木県教育委員会事務局総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31(2019)年4月2日から適用する。

次期栃木県教育振興基本計画懇談会委員名簿（五十音順・敬称略）

委員	青木 章彦 あおき ありひこ	栃木県文化財保護審議会会長
委員(R2)	阿部 寿一 あべ としかず	栃木県議会議員
委員長	伊東 明彦 いとう ありひこ	放送大学栃木学習センター所長
委員(R1)	大島 誠 おおしま まこと	宇都宮市立晃陽中学校長（R1）
委員	金田 裕美子 かなだ ゆみこ	那須町立田代友愛小学校地域コーディネーター
〃	軽部 幸治 かるべ こうじ	栃木県立宇都宮高等学校長
〃	河合 美由紀 かわい みゆき	栃木県PTA連合会理事
〃	久保田 善彦 くぼ たよしひこ	玉川大学大学院教育学研究科教授
〃	黒後 洋 くろご ひろし	宇都宮大学共同教育学部教授
〃	小山 さなえ こやま さなえ	山梨学院大学スポーツ科学部教授
〃	佐久間 昌平 さくま しょうへい	宇都宮機器（株）顧問
〃	笹木 颯音 ささき かなね	公募委員
〃	司城 紀代美 しじょう きよみ	宇都宮大学共同教育学部准教授
委員(R1)	関谷 暢之 せきや のぶゆき	栃木県議会議員（R1）
委員	高柳 恭子 たかやなぎ やすこ	宇都宮共和大学子ども生活学部教授
〃	田上 富男 たがみ とみお	真岡市教育委員会教育長
〃	田尻 信壹 たじり しんいち	目白大学人間学部長
〃	鶴見 幸代 つるみ さちよ	栃木県高等学校PTA連合会副会長
委員(R2)	手塚 宏行 てづか ひろゆき	宇都宮市宝木中学校長
委員	平池 紘士 ひらいけ ひろし	栃木県議会議員
〃	益子 博美 ますこ ひろみ	（株）花のギフト社代表取締役社長
〃	丸山 周二 まるやま しゅうじ	宇都宮市立中央小学校長

※役職等は令和2（2020）年度のもの（ただし、任期が令和元（2019）年度のみの方は令和元（2019）年度のもの）

懇談会の審議経過

期 日	内 容
第1回（令和元（2019）年12月19日）	◇令和3（2021）年度からの5年間で目指すべき方向性や重視すべきことについて意見交換
第2回〔新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により中止〕	（各委員に協議資料を送付し意見を照会） ◇第1回懇談会で出された意見に関する現在の取組状況や今後の対応方向の事務局案について
第3回（令和2（2020）年8月11日）	◇総論骨子案に基づく意見交換 （1）教育をめぐる社会の状況について （2）基本理念・基本目標・基本施策について
第4回（令和2（2020）年10月14日）	◇計画素案に基づく意見交換 （1）総論について （2）各論について
第5回〔新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により書面開催〕	◇計画案に基づく意見



栃木県教育振興基本計画 2025

—とちぎ教育ビジョン— (2021▶2025)

令和3(2021)年2月
編集発行 栃木県教育委員会

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20
栃木県教育委員会事務局総務課
TEL 028(623)3360 FAX 028(623)3356
E-mail soumu@pref.tochigi.lg.jp